

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和7年7月2日（水曜日）

午前10時0分開会、午後2時30分散会

（休憩 午前10時57分～午前10時58分、午前10時59分～午前11時0分、午前11時1分～午前11時3分、午前11時4分～午前11時8分、午前11時10分～午前11時11分、午前11時15分～午前11時19分、午後0時0分～午後1時0分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、山田競馬改革推進室長、工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、臼井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長、照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、稲田農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、吉田農村建設課総括課長、柏原農産園芸課総括課長、日影農産園芸課水田農業課長、佐々木畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、成松森林整備課整備課長、小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

イ 議案第9号 農業大学校条例の一部を改正する条例

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第59号 日本の減反政策の見直しと水田政策の再構築を国に求める意見書提出に関する請願

イ 受理番号第60号 米の安定供給を目的とした実質的な減反政策の見直しに対する意見書の提出を求める請願

ウ 受理番号第64号 米危機打開をはかるために政府が米需給に責任をもち外米輸入の拡大をやめることを求める請願

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、佐藤農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤農林水産部長 議案の審議に先立ちまして、御報告とおわびをさせていただきます。

6月8日、当部職員が私用で台湾を旅行中に女性のスカートの中を盗撮し、現地警察に逮捕される事案が発生しました。これまでもあらゆる機会を捉え、不祥事の根絶に向け、部内職員の意識改革や啓発等に取り組んできた中、このような事案が発生したことは、公務に対する県民の信頼を大きく損ねるもので、まことに遺憾であり、深くおわびを申し上げます。

事案の発表後、直ちに部内所属長に通知を発出し、改めて法令遵守と服務規律の確保を徹底するよう指示いたしました。二度とこのような事案が発生することがないように、職員一人一人の倫理感や使命感の涵養に部を挙げて取り組んでまいります。まことに申しわけありませんでした。

○千葉盛委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、令和7年大船渡市林野火災の発生に伴い被災した農業機械や林業機械、水産業共同利用機器等の再整備、被害木の伐採、治山施設の追加設置などに要する経費について所要の補正を行おうとするものであります。

それでは、議案（その1）の7ページをごらんいただきたいと存じます。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額6億8,635万1,000円の増額と、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額2,500万円の増額と合わせまして、総額7億1,135万1,000円の増額補正でございます。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。

予算に関する説明書の15ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費の説明欄、いわての食財海外販路開拓・魅力発信事業費は、北米における県産農林水産物の販路拡大を効果的に進めるため、カナダのバンクーバーにおける農業団体等と連携したトップセールスの実施に要する経費について補正しようとするものであり、その下、いわてみどりの食料システム戦略推進事業費補助は、バイオ液肥の利用を促進するため、肥料の効果の分析や実証に要する経費について補助しようとするものであり、その下、被災農業者緊急支援事業費補助は、被災した農業者に対して農業用倉庫、パイプハウス等の農業用施設やトラクター、耕運機などの農業機械の再整備に要する経費について補助しようとするものであります。

16ページに参りまして、4項林業費、2目林業振興指導費の説明欄の一つ目、林業被災施設等復旧整備事業費補助は、被災した森林組合や農業協同組合に対して、林業機械や特用林産施設等の再整備に要する経費について補助しようとするものであり、国庫分を計上するものであります。

その下、林野火災復旧関連木材利用促進事業費は、被害木の利活用に向けた関係者間の情報共有や民間企業への販路開拓等に要する経費について措置しようとするものであります。

4目造林費の説明欄の一つ目、林野火災復旧対策事業費補助は、大船渡市が実施する被害木の伐採、整理や作業路の開設等に要する経費について補助しようとするものであり、その下、管理費は、林野火災復旧対策事業費補助の実施に伴う事務費について補正しようとするものであります。

6目治山費の説明欄、治山事業費は、降雨等による人家や道路への被害のおそれのある箇所に対し、治山施設の設置に要する経費について補正しようとするものであり、地権者や国との調整状況を踏まえ、追加設置しようとするものであります。

18ページに参りまして、5項水産業費、2目水産業振興費の説明欄、水産業復旧緊急支援対策事業費補助は、被災した漁業者等に対してワカメのボイル塩蔵用機械等の水産業共同利用機器の再整備に要する経費について補助しようとするものであります。

9目漁港管理費の説明欄、管理運営費は、漁港海岸の水門、陸閘の閉鎖機能を確保する

ため、自家発電機の詳細点検整備に要する経費について補正しようとするものであります。

少し飛びまして、22 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、7 目林業用施設等災害復旧費の説明欄、林業被災施設等復旧整備事業費補助は、被災した森林組合や農業協同組合に対して林業機械や特用林産施設等の再整備に要する経費について補助しようとするものであり、県単独分を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○菅原亮太委員 私からは、林野火災復旧関連木材利用促進事業費及び林野火災復旧対策事業費補助について伺ってまいります。

先般、森林関係団体の青年団体の方との意見交換の際に、三つ確認したいということでした。その一つがまず被害木の利活用について、二つ目に保険の調査の関係で伐採がなかなか進んでいないのではないかとといった課題提起、そして最後に、伐採した被害木の置場確保についての三つについて伺ってまいりましたので、それぞれ質問してまいりたいと思います。

まず、林野火災復旧関連木材利用促進事業費についてであります。こちらは被害木の利活用に向けた関係者間の情報共有や民間企業への販路開拓に要する経費ということでございますが、この利活用に向けた課題について県はどのように把握されているか伺います。

○高橋林業振興課総括課長 利活用に向けた課題についてであります。県では国、林業関係団体とともに、木材の安定供給のために設置した県産木材供給連絡会議を5月に開催しまして、被害木の活用にあたっての課題等について情報共有を図ったところであります。会議においては、被害木について製材工場やバイオマス発電所等で活用できる被害の程度に関する検討、共有の必要性や、構造材など建築用材としての活用のための被害木の強度確認の必要性など、活用にあたっての課題を共有したところであります。

○菅原亮太委員 どのように活用できるかというところで、例えば一律に木といっても、先端が少しか燃えた木もあれば、全部燃えてしまった木もあるということで、県として先端しか燃えていない木がどのくらいある、全部が燃えた木がどのくらいある、またそれがそれぞれどのように活用できるかといった調査把握をされているか、また実際にそれを利活用するまでの支援についてどのように考えていらっしゃるか伺います。

○高橋林業振興課総括課長 調査把握と利活用するまでの支援についてであります。菅原亮太委員御指摘のとおり、林野火災被害木に係る被害の程度を把握する現地調査は10月末までに行うことを目指しておりまして、被害木については現地調査の進捗に応じて順次被害の程度を把握するとともに、それに応じた活用を促進する必要があると考えております。そのため、製材工場やバイオマス発電所等に対して被害木の受け入れが可能かどうかの調査の実施、それから製材工場等で活用できる被害の程度について検討する現地検討会等の開催を予定しておりまして、関係団体と連携して被害木の利活用に向けた課題の解決に取り組んでまいります。

○菅原亮太委員 次に、関係者間の情報共有や民間企業への販路開拓に要する経費でありますけれども、今おっしゃったように被害の程度を把握する現地調査を10月末までにということで、すぐに利活用はできない状況かと思っております。今回のこの予算は、利活用に向けてどの程度まで情報共有を想定されていらっしゃるのか、また情報共有の関係者の範囲、どういった団体を想定しているかというところについても伺いたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 情報共有の内容と共有の範囲についてであります。今回の補正予算案におきましては、被害木の供給円滑化に向けまして、先ほどの課題の共有のほか、製材工場等への調査、それから現地検討会の開催により、被害木の受け入れ可能な製材工場等、それから活用できる被害の程度について関係者間で情報共有することを想定しております。情報共有の関係者の範囲につきましては、県産木材供給連絡会議を構成します木材の生産流通を担う関係団体、国のほか、大船渡市、製材工場及び木質バイオマス発電所等において情報共有を行いたいと考えております。

○菅原亮太委員 民間企業への販路開拓に要する経費ということでございましたけれども、その具体的内容、どのような経費を想定されていらっしゃるのか伺います。

○高橋林業振興課総括課長 今般の令和7年大船渡市林野火災は、森林の被害面積が極めて大きく、多くの被害木が産出されると想定されるものでありますことから、先ほど答弁させていただきました県内製材工場等との情報共有による利用促進の取り組みに加えまして、新たな販路の確保が必要と考えております。そのため、今回の補正予算案では、被害木の需要喚起に関する普及啓発を推進するために、被害木を利用した製品やリーフレット等を作成しまして、県内外のイベント等において普及啓発を行うとともに、被害木の利用や復旧支援に関心のある民間企業等への訪問によりまして、販路開拓等に要する経費を盛り込んだところでございます。

○菅原亮太委員 最後ですけれども、これからの被害木の活用に向けて、公共施設等への活用もぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、喫緊で県の公共施設で建設中と言えば動物愛護センターもありますけれども、それも含めてこれから新築しようとする公共施設への活用についての考えについて伺いたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 県の公共施設への県産木材等の利用促進につきましては、知事を本部長とします岩手県産木材等利用推進本部を設置しておりまして、岩手県県産木材等利用促進基本計画に基づいて、県の建築物等における県産木材等の率先利用に取り組んでおります。6月に開催しました本部会議におきましては、今年度の重点事項として令和7年大船渡市林野火災の発生を踏まえた木材利用の促進を掲げたところでありまして、今後被害木の供給の状況を把握しながらであります。県の公共施設や公共工事において被害木を含めた県産材が活用されるよう働きかけを行ってまいります。

○菅原亮太委員 ぜひ働きかけをよろしくお願いいたします。

二つ目の林野火災復旧対策事業費補助についてでありますけれども、こちらは大船渡市が実施する被害木の伐採などに要する経費について補助するという形になっておりますが、

先ほど申し上げたように、森林保険の調査等によってなかなか伐採が進まないといった声を青年団体から伺ったところであります。県としてそれについてどのような状況を把握されているか伺いたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 森林保険の加入状況の調査についてであります。令和7年大船渡市林野火災の延焼範囲のうち、森林保険に加入している森林は、被災した人工林の約1割程度となっております。これらの森林につきましては、保険の取り扱い窓口である県森林組合連合会が被害木の伐採前に保険金の支払いに必要な調査等の手続を進めているところであります。この手続につきましては、一定期間を要すると見込まれますが、支払いが完了した森林については、順次伐採を開始できるものと承知しております。

○菅原亮太委員 一定期間というのは、大体どのぐらいかわからないですか。

○高芝森林整備課総括課長 調査の完了から保険金の支払いまで、通常2カ月程度を要すると伺っております。

○菅原亮太委員 最後の質問ですけれども、伐採したとして、その置き場所の確保が難しいのではといった御意見があったところでありますが、それについて県として大船渡市とどのような協議を行っていらっしゃるのか伺って、質問を終わりたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 伐採した木の置き場所についてであります。県では国の森林災害復旧事業を活用し、被害木の伐採、搬出を支援することとしておりますが、利用可能な被害木につきましては、現地に丸太の集積場所を確保する必要があると考えています。集積場所につきましては、土地の所有者の理解を得るとともに、集積しようとする現地の傾斜や土の状態、土質によりまして、適切に配置していくことが求められます。県では、これまで集積場所の確保を含む森林災害復旧事業の運用に向けた課題等について、大船渡市や関係団体と協議を行っており、引き続き被害木の伐採、搬出と利用が円滑に進むよう取り組んでまいります。

○高田一郎委員 まず、水産業復旧緊急支援対策事業費補助についてです。これは、令和7年大船渡市林野火災で被災した水産業の共同利用機器の再整備に要する経費を支援するという事で、恐らく国の支援事業にないために県単独で支援するという事で、大変いい事業ではないかと思って評価したいと思います。これは、塩蔵用機器やホタテ、ホヤ等の養殖に使用する機器の再整備ということで、養殖事業者についてはたしか63人の組合員が被害を受けたという報告を受けております。水産業の共同利用機器だけではなくて、倉庫等が被災したのでありますので、この63人の漁業者の再建状況がどのような状況になっているのかと、この補助事業を活用して全ての被災した事業者が再建という方向になっているのかどうかというのが一つです。

それから、定置網の復旧支援についてです。以前の農林水産委員会でも質問したのですが、建物については国の補助事業で再建ということで補正予算が計上されてきましたけれども、定置網については現在どのような状況になっているのか、この二つについてお伺いしたいと思います。

**○筒井技術参事兼水産振興課総括課長** まず1点目の被災した漁業者の再開状況でございますけれども、全ての漁業者に関して、詳細な再開状況につきましては、把握しておりませんが、概略といたしましては、まず今シーズンは、ワカメの収穫期前に被災しましたが、ほぼ順調に今期の収穫を終えたと同っております。ウニに関しましても、必要な機材等につきましては漁業協同組合が一括で用意して、漁業者に貸与する対応をとられまして、結果的に例年よりは若干スタートがおくれたようでございますけれども、操業できている状況と同っております。

それから、2点目の定置の復興状況ですけれども、現在定置網自体につきましては、調達に向けまして、漁業協同組合や岩手県漁業協同組合連合会において支援事業の活用を検討を進めているところでございます。一方で、新たな定置網を調達するには時間がかかりますことから、早期の定置網漁の再開に向けまして、水産会社や他の漁業協同組合から中古の網を借りまして、被災した二つの漁場のうち、一つの漁場につきましては6月中旬に水揚げを再開したところでございまして、残るもう一つの漁場につきましても7月中には再開できるよう準備を進めているところと聞いております。

**○高田一郎委員** それでは、被災した養殖事業者63人の組合員については、全員が倉庫を含めて再建という方向で進められていると理解してよろしいですか。

**○坂田技術特命参事兼企画課長** 水産におきましては、倉庫の被災や業務の部分、今回の共同利用施設など多くの被災がございまして、それについて1件1件細かく調査をしております。その中で、倉庫につきましては保険が適用されるものもございまして、小さな倉庫においては、記憶の中では漁業協同組合か大船渡市でテントのようなものを支援したと聞いております。塩蔵施設については、県が予算を措置しておりますし、漁具については、当然ウニの収穫やアワビの収穫に必要な器具等があったのですが、漁業協同組合で見舞金等も活用しながら、貸し付けを行ったと聞いております。細かくは情報収集しながら、今回はその不足になっている共同利用施設という部分で手当てをさせていただきたいと考えているところでございます。

**○高田一郎委員** 次に、森林災害復旧事業について、被害木の活用状況についても質問があったのですが、被害規模がかなり大きくて、被害調査の進捗に合わせて対応しているということで、大変な作業だと思っております。それで、今回の森林災害復旧事業費は、激甚災害に指定されていることが条件で、人工林が対象ということで伺ってきました。今回の被害木の伐採等に関する事業費3億円も計上されているのですけれども、これはやはり人工林のみが対象となるのでしょうか。全体の被害木の半分程度が人工林と同っておりますけれども、天然林は対象にならないとずっと伺ってきましたので、その状況がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

**○高芝森林整備課総括課長** 今般の令和7年大船渡市林野火災は、森林の被害面積が約3,400ヘクタールと見込まれておりまして、その約半分の1,700ヘクタールが人工林でございまして、国の森林災害復旧事業を活用した事業につきましては、人工林が対象と定めら

れておりますので、人工林についてはこちらで対応していくことを大船渡市と検討していきたいと考えております。

天然林につきましては、おおむね広葉樹であるということがございます。広葉樹につきましては、植栽を行わなくても自然に落下した種子や切り株から芽を出した稚樹などが成長しまして、自然の力で復旧することも期待されているところであります。一方、被害程度が大きく、自然復旧が難しいものにつきましては、通常の国庫補助事業による造林の支援についても大船渡市に考えてもらいたいと考えております。

○高田一郎委員 今後のことで少し心配するのは、今後の復旧事業に対するスケジュールを見ますと、今年度内に復旧計画を策定するとなっております。大船渡市が主体になると思うのですが、きょうの予算案などを見ても、復旧の規模もかなり大きく大船渡市の負担も大変なのではないかと思います。それから、再生の対象となる面積を見れば相当時間がかかるということで、財政的な支援や復旧についてもオール岩手で支援していかないと、かなり大変なのではないかと思います。釜石市の林野火災のときもオール岩手で対応したと伺っていますので、今後の復旧計画の策定、あるいは復旧事業における財政的な現地への支援、体制的なところが今のところどのように検討されているのか、ここについてもお伺いしたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 今回の令和7年大船渡市林野火災は、平成以降で国内最大規模の延焼範囲となりまして、復旧、復興には相当な時間を要するものと見込まれています。このため、県では国に対しまして、事業実施期間の延長、あるいは地方財政負担の軽減などを要望してまいりまして、先月行った政府予算要望においても繰り返し要望したところであり、さまざまな機会を捉えて国に働きかけてまいりたいと思っております。

このほか大船渡市の支援につきましても、現地に総括課長級の専門職員を配置しまして、大船渡市の技術的課題等に対してきめ細やかに対応していくこととしておりますし、被害調査についても県が全面的に行うなど、大船渡市の体制を支援しておりまして、引き続き大船渡市の要望にも応えながら、きめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、ほかになければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号農業大学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

**○鈴木農業普及技術課総括課長** 議案第9号農業大学校条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案は、議案（その2）の21ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第9号農業大学校条例の一部を改正する条例案についてでございます。1の改正の趣旨及び2の条例案の内容であります。大学等における修学の支援に関する法律の一部改正により、これまで低所得者世帯の学生等を対象としていた授業料等の減免について、新たに多子世帯の学生等も減免の対象に追加されたほか、減免を受けていた者が別の事由により減免を受けようとする場合は、変更認定を受けることとされたところです。これに伴い、農業大学校において行う授業料等の納付の猶予について、変更認定の申請をしたものについても猶予の対象に加えようとするものであります。

その他、法の一部改正により、所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日であります。公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○千葉盛委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

**○高田一郎委員** 今回、国の法律改正に伴う条例提案となりますが、新たに多子世帯の学生等も減免の対象に追加されたということですが、多子世帯というのはどういうものをいうのか、そして学生等となっていますけれども、これについて少し説明していただきたいと思いますし、現在授業料減免されている実態もどの程度かあわせてお伺いしたいと思います。

**○鈴木農業普及技術課総括課長** まず、多子世帯についてであります。多子世帯とは扶養される子が3人という家庭のことでございます。就学している学生が1人でもいれば、その学生については減免対象になるというものであります。

それから、法に基づく学生等ですが、法律には学生等と書いておりますけれども、農業大学校条例においては学生と限定しておりますので、農業大学校においては学生と捉えていただきたいと思います。

減免の実績につきましては、令和7年度に農業大学校に在籍している学生の数で答弁させていただきます。17名が対象となっているものでございます。

**○高田一郎委員** そうしますと、多子世帯というのは現在同時に3人扶養している場合、1人が在籍した場合には対象になるということで理解しましたが、それでいいですね。

**○鈴木農業普及技術課総括課長** そのとおりです。3人の扶養があり、1人でも大学等に就学している者がいれば、その方は対象になっているものでございます。

**○高田一郎委員** そうしますと、途中で扶養でなくなる場合は、途中で学費の減免ができなくなってしまうことも、想定としてはあり得るということですね。

○鈴木農業普及技術課総括課長 例えばですが、扶養されている学生が1人卒業して、2番目の子が農業大学校にいるような場合などが想定されるのですけれども、その場合であっても、低所得者層に対する減免措置が今度は適用されますので、減免の額は変わるものではありますけれども、そこに切り替わるといったことであります。

○高田一郎委員 もう一つ疑問なところは、今回の法律の一部改正の内容を見ますと、学業要件というものがあるのです。学業意欲と成果を毎年確認して、意欲と成果がない場合には、途中で警告や停止、廃止をしていくといった法律の内容になっています。これは実態としては、農業大学校ではどのような対応をされるのでしょうか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 対象となっている学生ですけれども、独立行政法人日本学生支援機構の対象となっている学生であり、農業大学校においては申請を受け付けて、その内容を独立行政法人日本学生支援機構の規定に基づいて審査しているものであり、これまでに従前の低所得者層の対象にあっても、その減免対象からは外れた者はありません。

○高田一郎委員 私が聞いたのは、今回の法律改正によって多子世帯も授業料減免になるのだけれども、同時に誰でも対象になるのではなくて、学習意欲や成果を毎年確認して、いわゆる学業意欲や成果を基準にして、しっかりと成果が上がっていない場合は、途中で減免を切るなどといった対応ができるという法律になっているので、農業大学校ではどのような対応をされるのかということをお伺いしたのです。

○鈴木農業普及技術課総括課長 失礼いたしました。農業大学校においては、成績の状況、それから出席の状況等をもって審査し、対象の可否を判断しているということでございます。それで、これまでにこの基準で外れた者はいないということでございます。

○高田一郎委員 外れた者はありませんというのは、今までのことです。今度新たに学習意欲と成果を毎年確認するということですから、成績要件の状況によっては、途中で減免を打ち切る、あるいは警告や停止などという表現がありますけれども、こういうことができるとなっているのです。農業大学校では、どういう場合に警告や停止、あるいは減免を打ち切るなどといったことになるのですかということをお聞きしております。

○鈴木農業普及技術課総括課長 警告につきましては、2期連続で警告等があったときに審査の対象となるとしております。

それと、先ほど減免対象の人数を17名と答弁申し上げましたけれども、それは授業料の減免対象でございます。そのほかに入学料の対象者もおりまして、今年度入学している8名ということでございます。

○高田一郎委員 難しい質問をしたのではなくて、警告が2回連続になれば停止という話ですよね。だから、どのような場合に警告になるのかということをお聞きしたいのです。どういう場合に減免だったものが中止になったり、どういった場合がそうなるのですかということで、わかりやすく質問したつもりなのですが。

○鈴木農業普及技術課総括課長 警告につきましては、成績順位が下位にいる者でありまして、成績が25点以下ということで、成績が4分の1というものでございます。

先ほど出席日数の話もいたしましたけれども、出席率が7割を切る、そして成績が4分の1以下ということでございます。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。質疑、意見交換及び採決については1件ずつ行いますので、御了承願います。

受理番号第59号日本の減反政策の見直しと水田政策の再構築を国に求める意見書提出に関する請願、受理番号第60号米の安定供給を目的とした実質的な減反政策の見直しに対する意見書の提出を求める請願、受理番号第64号米危機打開をはかるために政府が米需給に責任をもち外米輸入の拡大をやめることを求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○柏原農産園芸課総括課長 日本の減反政策の見直しと水田政策の再構築を国に求める意見書提出に関する請願、米の安定供給を目的とした実質的な減反政策の見直しに対する意見書の提出を求める請願、米危機打開をはかるために政府が米需給に責任をもち外米輸入の拡大をやめることを求める請願について、お手元にお配りしております請願に関する参考資料をもとに御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。目次に記載しております8項目について、国が作成しております資料等をもとに主要な部分を御説明させていただきたいと思います。まず、1ページをお開き願います。このグラフは、昭和35年以降の国全体の需給量と生産量の推移等を表しています。折れ線グラフの赤が総需要量、青が生産量、棒グラフが政府備蓄米の在庫量です。昭和40年代は生産量が大きく変動し、政府の在庫量の変動も大きくなっています。このため、国では減反政策を開始し、生産量や在庫量の変動を小さくしながら、需要と供給の安定化を図ってきました。

2ページをお開き願います。国では、需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を毎年度作成しています。左側に記載しております在庫量や

生産量などをもとに、国が需給の見通しを示しながら、需給の均衡を図るために需要に応じた生産の推進、備蓄の運営等を行っています。右上のグラフをごらんいただきたいと思います。国内の需要量が最近はやears 10万トンのペースで減少していくトレンドになっております。

3ページをお開き願います。米などの備蓄について、現在国では、米、食糧用小麦、飼料穀物の備蓄事業を実施しております。米につきましては、国内の不作に対し、国産米で対処し得る水準として、毎年6月末時点での在庫量が100万トン程度になるよう備蓄することになっています。

4ページをお開き願います。国では、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意に基づき、最低限の輸入機会を提供するため、平成7年度から無税の輸入枠であるミニマムアクセス数量を設定し、現在は年約77万トンを輸入しています。ミニマムアクセスの枠以外でも必要な関税1キロ当たり341円を払うことで、民間事業者の輸入が可能となっています。

5ページをお開き願います。米の小売価格と流通についてですが、この図は令和6年産の生産者から消費者までの流れを示しています。JA等の集荷業者へ出荷量が前年と比べ31万トン減少した一方、集荷業者以外の業者が集荷業者よりも高値で集荷を行ったことによりまして、取り引きが44万トン増加しています。国では、例年集荷業者から大ロットで契約、購入していた卸売業者や実需者が不足分を他の事業者から比較的高い価格で入手する必要がある、結果として小売価格の上昇につながったと分析しています。

6ページをお開き願います。水田活用の直接支払交付金についてですが、水田を有効活用し、食料自給率、自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米、加工用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり等を支援するものとして、国では令和7年度予算として2,870億円を措置しています。

7ページをお開き願います。水田政策の見直しについてですが、国では令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、ことし4月に新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定いたしました。その中で、現行の水田政策を令和9年度から根本的に見直すこととしており、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金については、作物ごとの生産性向上等への支援へ転換するなどの方針が示されております。現在その内容について詳細は明らかにされておりませんが、今後検討を進めていくと聞いております。

最後に、8ページをお開き願います。先月県では国に対し、水田政策の見直しなど、請願に係る内容についての要望を行ってまいりました。水田政策の見直しについては、地域の実情に配慮し、安心して営農に取り組むことができる制度とすること、米の需給と価格の安定、生産拡大については、食料安全保障を実現する観点から、主食用米に加え、加工用米など生産拡大が図られること、ミニマムアクセス米について国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じることなどがその要望内容となっております。

説明は以上でございます。

○千葉盛委員長 初めに、受理番号第59号日本の減反政策の見直しと水田政策の再構築を

国に求める意見書提出に関する請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○松本雄士委員 請願者に聞かなければわからないのかもしれませんが、減反政策の見直しという減反政策というのは何を捉えているのでしょうか、今の日本の農政、米政策。また、言葉の定義といったところになりますけれども、請願事項の需要創出型農政や地方分権的農政など、わかる範囲で教えてください。わからなければわからないで結構です。

○日影水田農業課長 減反政策という言葉の使い方ということだと思いますけれども、減反政策につきましては平成30年に見直しされまして、需給の見通しということで先ほど御説明させていただきました内容で国は示しておりまして、生産目安ということで本県では示しているという中身でございますので、減反という用語の使い方については、慎重に使われたほうがいいのではないかと思います。実質的な生産調整という意味合いで使われているのではないかと思います。

○松本雄士委員 減反政策というのは、平成30年に生産数量の目標配分はやめておりまして、皆さん御存じのとおり、水田活用の直接支払交付金になっているのです。それをとらまえて広義に減反政策とおっしゃる方がいますし、また次の請願では実質的な減反政策という表現がありますけれども、そういうことなのかもしれませんけれども、まず減反政策の言葉の使い方がそういうものを捉えてだったのかと思いましたので、聞きました。

それで、やはり今の米価の高騰は大変異常であります。足元の農政、米政策の動きに対しては、生産サイドは非常に不安、懸念を持っており、これまで長い歴史の中で何回も需給のギャップで米価の下落を経験して、今回は需要に対して供給が、令和5年産からいろいろなところで足りなかったということかと思います。やはりまずもって生産のところから流通の実態の検証と、今回の米価高騰がどういうことで起きたのかという要因分析があるべきであると思っております。その上で、やはり今御説明いただいたような需要動向でありますので、この後説明いただきますいわて農業生産強化ビジョンにおいても、そしてまた今回の県から国への要望においてもですけれども、需要に応じた生産というところを基本に置いている、私もそのとおりだと思っています。

また、米政策を考えるときには、ここでは生産拡大というのが強調されておりますけれども、入りの生産調整というあたりをやはり慎重にどう考えていくのか、また出口としての、今は備蓄米というところありますけれども、こういった緩やかな生産調整や弾力的な備蓄米制度というところは考えていかなければならないと思います。入りの政策、出口政策、そして担い手への継承と安定対策、直払いであったり個別所得補償と、皆さんいろいろな表現をされていますけれども、その3点をセットで考えていくべきだと思いますので……。

〔「休憩」と呼ぶ者あり。〕

○千葉盛委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 では、休憩前に引き続き会議を行います。質疑はよろしいですか。

○松本雄士委員 質疑は以上です。意見ということもあったので、意見を申し上げさせていただきます。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますでしょうか。意見表明のある方はあわせて発言願います。

○松本雄士委員 先ほど意見でもしゃべらせていただきましたけれども、これに関しては不採択ということで表明させていただきます。

○千葉盛委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 では、休憩前に引き続き会議を行います。意見表明と、採択にするか不採択にするか、発言してください。

〔「継続」「不採択」と呼ぶ者あり。〕

○高田一郎委員 今回の請願の趣旨といいますか、今生産調整についてはいろいろ議論があったと思うのですけれども、やはり私も生産調整……。

○千葉盛委員長 質疑ということですか。

○高田一郎委員 意見表明。

○千葉盛委員長 採択か継続か。

○高田一郎委員 わかりました。では、そのことを申し上げたいと思います。

私は、採択すべきだという立場で、今回の請願は生産抑制から……。

○千葉盛委員長 取りあえず採択か不採択か。

○高田一郎委員 採択すべきだと思います。

〔「一部採択」「不採択」と呼ぶ者あり。〕

○千葉盛委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 休憩前に引き続き会議を行います。採択、不採択、一部採択、継続という意見がありましたので、これから採決をしていきたいと思います。

本請願については、継続審査という意見がありましたので、まず継続審査について採決を行います。起立採決です。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いた

しました。

次に、本請願については一部採択という意見がありましたので、項目によって意見が異なっております。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中、採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がありますので、項目ごとに採決を行いますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立多数であります。よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立多数であります。よって、請願項目の4は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の5を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立少数であります。よって、請願項目の5は不採択と決定いたしました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員 今回農林水産委員会では、改選後、初めての請願審査でありますので、一旦休憩を取っていただいて、どういう進め方をするのか、また質疑あるいは不採択、採択の発言、そしてそれぞれに対する意見表明も整理いただいて、その上で次の請願審査を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○千葉盛委員長 大変失礼いたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 では、休憩前に引き続き会議を行います。

次に、受理番号第60号米の安定供給を目的とした実質的な減反政策の見直しに対する意見書の提出を求める請願に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 採択について意見表明のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 64 号米危機打開をはかるために政府が米需給に責任をもち外米輸入の拡大をやめることを求める請願に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 確認します。

休憩させていただきます。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 再開いたします。

○菅原亮太委員 私は、請願受理番号第 64 号米危機打開をはかるために政府が米需給に責任をもち外米輸入の拡大をやめることを求める請願に反対の立場から意見表明させていただきます。

まず、本請願に求められています生産拡大し、主食用米の政府備蓄拡充、また政府による価格維持のための差額補填、そういった措置は中長期的な観点から見たときに持続可能な農業政策の方向性としては、慎重に判断すべきものと考えております。単に政府が市場に介入して備蓄や補填で受給を調整するということは、問題の本質的な解決にはつながらないと思っております。政府による過度な価格介入というのがむしろ市場の健全な機能をゆがめて、また生産者の自助努力や需給調整のインセンティブを弱めることになると思います。また、予算面の制約というところも無視できないと思っております。現在物価高騰、またエネルギー価格の上昇、社会保障費の増大など、多岐にわたる分野での財政需要が高まる中、全ての分野に際限なく支援を行うということは現実的ではないと思います。

そういった形から、本請願には賛同できないものと判断し、不採択という形で表明させていただきます。

○千葉盛委員長 ほかにありますか。

○菅野ひろのり委員 採択の立場から申し上げます。

まず、請願事項が3点ありますけれども、今の日本市場の課題としては、やはり米不足と、これは誰しもが認識するところであります。今まで需給に応じた生産を行ってきたという中にあっても、結果的には足りないといった状況になっておりました。そういう中では、やはり根本的に農業政策、稲作政策、国が主導で進めてきたにもかかわらず、こういった状況になっておりますから、国が責任を持って、消費者にしっかりと主食用米が届くよう、生産を拡大し、拡充していくということは必要であります。また、2の差額を補填するということに対しても、やはり生産と消費、生産額、そして消費者に届く価格というのは、これは相反するところがあります。やはりそこには政策的な導入、政府等の介入が必要であると思っています。

最後になりますが、やはり国産米をしっかりと生産していくという中にあっては、請願事項の1、2、3というのは適正だと思っております、採択いたします。

○千葉盛委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 それでは、本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉盛委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定したこれらの請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○千葉盛委員長 なお、ただいま採択されました3件の請願、一部採択も含めて関連がありますので、意見書はまとめたと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 再開いたします。

なお、文案中の項目の5は、先ほど不採択となっておりますので、この場で委員長案から削除させていただきます。

ただいまお手元に配付いたしております意見書案について何か御意見はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 お諮りいたします。意見書案は、修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわて農業生産強化ビジョン（最終案）についてほか3件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋農業振興課総括課長 いわて農業生産強化ビジョンの最終案について御説明を申し上げます。

お手元の資料、いわて農業生産強化ビジョン（最終案）の概要についてをごらん願います。

2ページをごらん願います。まず、意見交換の実施についてであります。本ビジョンの策定に当たりまして、岩手県農政審議会のほか、県内全ての市町村や農業協同組合長、生産者や農業団体、消費者団体や中小企業団体、若者・女性、県内外の大学生との意見交換を実施し、多くの主体の意見の反映に努めたところでございます。

3ページをごらん願います。パブリックコメント等の実施についてであります。本年2月に素案を公表して以降、2月から3月にかけて素案に対する意見を募集し、また先ほど御説明した意見交換での御意見も含めまして、175件の御意見をいただいたところでございます。意見に対する反映状況の主なものとしては、下段の囲みの部分でございますが、第4章、生産性・市場性の高い産地づくりのうち、第2節、地域ごとの展開方向につきましては、第7章として柱立てしたこと、同じく第4章におきまして鳥獣被害防止対策を追加したこと、新たに設けた第7章、地域ごとの展開方向におきまして、地域の優良事例の掲載数を増加させたこと、参考資料として営農類型ごとの経営規模や生産方式等の一覧を追加したこととなっております。

4ページをごらん願います。素案からの主な変更箇所について御説明いたします。先ほど御説明しましたとおり、素案では第4章第2節に位置づけておりました地域ごとの展開方向を第7章として柱立てしたほか、新たに第8章として農業生産の増大や人材の育成に向けた試験研究を推進するため、試験研究の推進を柱立てしています。

5ページから9ページにおきましては、県が行う具体的な取り組みにつきまして、いただいた意見も踏まえ、素案からの変更箇所についてお示ししておりますが、説明は省略させていただきます。

ページ飛びまして、10ページをごらん願います。10ページでございますが、これまで御説明した素案からの主な変更箇所を踏まえまして、最終案の構成は第1章から第3章までにおきまして、策定の趣旨、現状と課題、本県農業の展望と農業生産の目標などを示した

上で、第4章から第8章までにおきまして、農業生産の増大に向けた生産性・市場性の高い産地づくり、環境負荷低減と安全・安心な産地づくり、産地づくりを支える人材の確保・育成、地域ごとの展開方向、試験研究の推進の五つの柱ごとに基本方向や県が行う具体的な取り組みを示しております。

次の11ページと12ページにおきましては、第1章、はじめにといたしまして、計画期間、そしていわて県民計画（2019～2028）との関係、ビジョンの推進についてお示ししております。この部分につきましては、素案からの変更はございません。

13ページから16ページにおきましては、第2章、現状と課題ということで、食料自給率、農業産出額、食料・農業・農村基本法の改正などについてお示しをしております。

17ページにおきましては、第3章の部分でございますが、10年後に目指す姿を示しております。この部分につきましても、素案からの変更はございません。

18ページ、これも第3章のところでございますが、18ページをごらん願います。農業生産の目標についてであります。食料自給率はカロリーベースで120%、生産額ベースで200%、農業産出額は3,500億円、新規就農者数は300人と、現状値から上昇させる目標を立てております。

次に、19ページから23ページにおきましては、食料自給率、農業産出額、新規就農者数の目標値の設定の考え方についてお示ししております。

ページ飛びまして、24ページから25ページまでにおきましては、本県農業の展望をお示ししております。本ビジョンに基づく施策を着実に推進することにより、趨勢を上回る農業経営体数、あるいは農業従事者数などを確保していくとしております。

26ページから30ページまでにおきましては、五つの柱ごとに基本方向と具体的な取り組みをお示ししておりますが、特に29ページをごらん願いたいと思います。29ページは、本ビジョンにおいて初めて水田地帯、中山間地域、沿岸地域における地域ごとの展開方向をお示ししております。水田地帯では、県オリジナル水稻品種の生産拡大、中山間地域では新たな中山間地域モデルの創出、そして30ページに参りまして、沿岸地域では大規模園芸施設の整備などに取り組むこととしております。

なお、別冊の資料として、最終案の全体版も配付しております。

今後、今月末の策定公表を目指しまして、内容につきましては最終調整を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木農業普及技術課総括課長 岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想の素案につきまして、A4横の概要についての資料で御説明いたします。

3ページをごらん願います。策定の趣旨ですが、基本構想は農業従事者の減少やDX、GXの進展などの環境変化の中、本県農業の将来を見据え、今後、岩手県立農業大学校が果たす役割や機能を取りまとめるものでございます。また、いわて農業生産強化ビジョンの最終案では、施策推進の柱の一つ、産地づくりを支える人材の確保・育成に岩手県立農

業大学校の機能強化を盛り込んでいます。

5 ページからは、現状と課題をお示ししています。

6 ページまでお進み願います。過去 20 年間の入学者数について、5 年ごとの平均値で推移を見ますと、年間 50 人から 60 人と定員 70 人を下回っております。直近 5 年の平均入学者数は 48.4 人で、15 年前と比べて 14%減少しております。

7 ページをごらん願います。入学者数を高校属性別に見ると、農業系高校からの入学生が 5 割から 6 割を占め、ほぼ横ばいで推移しております。また、県外の農業系高校の出身者数が倍増しております。

8 ページをごらん願います。農家、非農家別に見ると、非農家出身者数が増加し、直近 5 年では半数を超えております。

9 ページをごらん願います。卒業後の就農者数は、直近 5 年は 29.5 人で、15 年前と比べて 78%増加、雇用就農の増加が著しく、206%の増加となっています。

10 ページをごらん願います。卒業生のうち県外出身者は、直近 5 年は 15.3 人で、15 年前と比べ 70%増加、県内就職者は直近 5 年は 6.5 人と、15 年前から 103%増加しています。

11 ページをごらん願います。全寮教育について、学生や保護者からは希望入寮でもよいとの声も聞かれます。

12 ページをごらん願います。農業者等を対象とした研修ですが、新規就農者研修や農業機械研修など、農業者等のニーズに対応した各種研修を開講しており、多くの方が受講しております。

13 ページには指導体制や学生、研修生の確保の取り組み状況を、14 ページには施設の状況をお示ししています。

15 ページ、16 ページは、現状を踏まえた課題のまとめを示しております。

17 ページから 19 ページは、本県農業をめぐる情勢変化をお示ししているものです。

飛びまして、20 ページをごらん願います。岩手県立農業大学校が果たす役割と機能について、農業の中核的人材育成拠点として学生教育、農業者等研修を通じて担い手の育成に貢献していくことをお示ししています。

21 ページからは、機能強化に向けた具体的方策をお示ししています。まず、学生教育では、現行の 2 学科——農産園芸学科、畜産学科ですが、2 学科は維持し、入学者の現状や将来を予測しつつ定員を設定すること、講義や実習内容の充実を図ることをお示ししています。

22 ページをごらん願います。定員の考え方について、直近 10 年で高校卒業者数が約 2 割減少する中、農大入学者数は 50 人程度を維持しており、今後高校卒業者数が一層減少する中であっても、現状の入学者数 50 人程度を維持していく考えです。

23 ページをごらん願います。学科と専門コースについてであります。現在は、入試で合格した経営科で 2 年間履修していますが、見直し後は 1 年次の後半からみずからの適性を見きわめて選択した専門コースを履修する体系を考えているものです。

24 ページをごらん願います。農業者等研修について、雇用就農や県外からの就農など、多様なニーズに対応した研修内容の充実強化により、研修者数の拡大を目指すものです。

25 ページをごらん願います。運営体制等について、民間との連携協定等により、専門的な指導体制の強化や農業系高校との連携強化、農大の魅力発信による学生、研修生の確保、就農支援の充実を図ろうとするものです。

26 ページをごらん願います。施設整備の視点について、施設の集約化、コンパクト化や学生、農業者の共用設備等について検討を進めていこうとするものです。

概要の説明は以上で終わります。

○**稲田農業革新支援課長** お手元に配付しております主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について説明いたします。

まず、1の(1)、これまでの気象経過についてですが、4月は気温が高いからかなり高く、降水量は多いから平年並み、日照時間はかなり少なく経過し、5月は気温は平年並み、降水量は多いからかなり多く、日照時間は平年並みから少なく経過し、6月上旬には気温は高く、降水量は少なく、日照時間は多く経過し、6月中旬は気温はかなり高く、降水量はかなり少ないから少なく、日照時間はかなり多いから多く経過しました。梅雨入りは6月14日ごろとなり、平年より1日早くなりました。

(2)、3カ月予報によると、9月までの気温は高く、降水量はほぼ平年並みになる予定です。

2ページに進みまして、2、生育状況と今後の技術対策の(1)、水稻について、6月25日現在、県全体で草丈、茎数、葉数ともに平年を上回っており、生育は順調に進んでいます。

今後の技術対策ですが、8月中旬以降、登熟前半に高温が続く場合は、夜間かんがいを徹底することなどを指導しています。

(2)、麦・大豆について、小麦の登熟は平年並み、収穫は県中南部で6月下旬から開始されています。大豆の播種は平年並み、播種後の出芽ぞろい、初期生育とも良好です。

今後の技術対策ですが、小麦は倒伏したところの刈り分け、適期収穫、適正な乾燥・調製を、大豆は高温乾燥が続く場合は、開花期以降に畝間かん水を行うことなどを指導しています。

3ページに進みまして、(3)、野菜について、トマト、キュウリ、ピーマンなどの果菜類は、施設栽培・露地栽培とも生育はおおむね順調となっています。ネギ、キャベツ、雨よけハウレンソウなどの葉菜類も生育はおおむね順調です。

今後の技術対策ですが、高温乾燥が続く場合は、遮光・遮熱資材による気温の上昇を抑える対策や、敷きわらを敷いて地温の上昇を抑える対策の実施などを指導しております。

4、果樹について、リンゴの開花は平年より4日程度早く、果実の肥大は平年よりやや大きく、ブドウの開花は平年より4日程度早くなっています。

今後の技術対策ですが、リンゴは仕上げ摘果、ブドウは房づくりを適切に進めるよう指

導しています。また、高温乾燥が続く場合は、過度な葉摘みを避けるなど、果実の日焼けを防ぐ対策を実施するよう指導しております。

(5)、花卉について、リンドウの生育は平年並み、県南部では6月中旬から極早生品種の出荷が開始されています。小菊の生育は平年並みとなっています。

今後の技術対策ですが、高温乾燥が続く場合は、通路かん水を行うよう指導しています。

4ページに進みまして、(6)、飼料作物について、牧草は6月上旬が収穫作業の最盛期となり、収量は平年並みとなっています。飼料用トウモロコシは、播種作業の開始がややおくれたものの、6月上旬までにほぼ終了し、初期生育は平年並みとなっています。

今後の技術対策ですが、牧草は高温時には牧草の刈り取り高を確保することなどを指導しています。飼料用トウモロコシは、刈りおくれに留意することなどを指導しております。

なお、県では高温等により農作物等への影響が拡大してきていることから、4月9日に高温等による農作物等被害防止技術対策会議を開催いたしまして、県の取り組み方法を取りまとめたほか、高温等の気候変動への適応策を公表したほか、6月16日には高温対策をまとめた農作物技術情報特別号を発行し、被害の防止や軽減を図るための対策に取り組んでおります。

以上で報告を終わります。

**○高橋林業振興課総括課長** 令和8年度以降のいわての森林づくり県民税（素案）の概要について説明いたします。

A4横の概要版の資料をごらん願います。

まず、2ページをお開き願います。第1、素案策定の経緯であります。平成18年度に創設され、本年度が4期目の最終年度となります。いわての森林づくり県民税については、ことし3月にいわての森林づくり県民税事業評価委員会から提言をいただいております。この提言を踏まえ、今般令和8年度以降のいわての森林づくり県民税の県としての素案を策定し、公表したものであります。

第2、取組の実績と課題のうち、1の税收等の推移は、毎年約7億円余、令和5年度末の基金残高は約13億5,000万円となっております。

2の実績と課題であります。管理が行き届いていない公益上重要な森林を整備するとともに、森林環境を保全する活動への支援により、管理不十分な森林が着実に解消されるとともに、多くの県民が森林づくりへ参画しております。

3ページをお開き願います。3ページには、具体的な実績と課題を記載しております。

4ページをお開き願います。第3、森林・林業を取り巻く情勢であります。2の森林・林業に関する情勢の変化として、森林資源の本格的な利用期の到来と若齢の整備手後れ林分が多数発生していること、松くい虫、ナラ枯れの拡大、大規模な林野火災の発生のほか、野生動物の生活圏への出没増加、激甚化する気象災害等による流木被害が増加していることなどを挙げております。

5ページをお開き願います。県民・市町村の意向としてアンケート結果を載せておりま

す。県民税の継続意向について、77.8%が賛成またはどちらかといえば賛成と回答し、期間、課税額ともに現状のままでよいが多くを占めております。

6 ページをお開き願います。事業評価委員会による提言の概要であります。県民税制度を継続し、引き続き取り組みを進める必要、使途を拡大し、施策の充実を図ることが必要、現行と同じ課税負担額、期間とすることが重要との提言をいただきました。

7 ページをお開き願います。今回の素案の令和8年度以降の県民税の制度と取り組みであります。制度については、現行制度を継続し、新たに森林や森林施策が県民生活に直接かかわる分野などに使途を拡大し、森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取り組みを実施することとしております。個人年間1,000円の負担額、期間の5年間は継続としております。

8 ページをお開き願います。2の取組内容についてであります。このうち新たな取り組みについて説明いたします。(1)、環境重視の森林づくりのうち、新たにアの公益的機能を増進する若齢林の整備、ウの森林環境を保全する植栽等については、新たに林野火災跡地の森林再生に向けた植栽や保育などの支援を盛り込んでおります。

9 ページをお開き願います。オの気象被害等を受けた森林の整備について、新たに林野火災による被害木の除去等の支援を盛り込んでおります。

2 ページ飛びまして、12 ページをお開き願います。新たに使途を拡大する安全・安心な県民生活の取り組みであります。具体的には、ア、野生動物の生活圏への出没抑制のためのやぶの刈り払い等の環境整備、イの大雨時の流木被害を軽減するための危険木等の伐採・除去、ウの森林公園・自然公園等の環境整備を盛り込んでおります。

13 ページをお開き願います。今後のスケジュールを記載しております。パブリックコメントや地域説明会等を行い、11月には最終案と条例改正案を公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○千葉盛委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○松本雄士委員 まず、いわて農業生産強化ビジョンについてお伺いしたいと思います。

今、日本の農業は大きい転換期にあります。幅広く関係者の意見を聞いてまとめられた大変意義あるものだとは認識しておりますし、感謝申し上げます。そのビジョンの推進に当たりまして、岩手県農政審議会でもそのような意見が出たのではないかと思いますけれども、やはり幅広く、生産サイドだけではなくて、消費者サイド含めて、皆さんが意識を統一して、同一方向を向いてこういったものの取り組みを進めていくことが肝要であると思っております。

このビジョンの中には、策定過程と同様に定期的な意見交換と連携強化を図っていくということが記載されておりますけれども、もう少し具体的にどのような会議体、分野、部門の方々とどの程度そういった意見交換を引き続きなされていくのかお伺いいたします。

○高橋農業振興課総括課長 いわて農業生産強化ビジョンの策定に当たりましては、先ほども御説明したとおりでございますが、さまざまな関係者の皆様と意見交換をさせていた

だき、延べ 39 回の意見交換を行って、共通理解を図ってきたところでございます。

そしてまた、このいわて農業生産強化ビジョンの推進に当たりましても、策定過程と同様、定期的な意見交換を通じ、県、市町村、農業団体等との連携を一層強化していくことが重要と考えております。その対象者や実施回数など、意見交換の具体的な持ち方につきましては、今後検討していくところですが、策定過程で実施しました意見交換を参考に、各団体が実施する会議等の機会などを有効的に活用するなど、実施方法を工夫しながら、今後丁寧に意見交換を行い、いわて農業生産強化ビジョン策定後の取り組みの参考としていきたいと考えているものでございます。

○松本雄士委員 具体的にはこれからということでありますけれども、今回のような機会是非常に貴重であって、これをぜひ継続していただきたいと思っております。

そういった中から、岩手県の農業の目指す姿である、このいわて農業生産強化ビジョンについては、皆さんいろいろな思いがあるので、いろいろな御意見があるかと思えます。それを不断に向き合って見直していくことが真に価値あることだと思っていますので、そのような各団体との意見交換の機会はずいとも設けて継続していただきたいと思えます。そこにおいて、やはり生産サイドだけではなくて、消費サイド等ともしっかり意見交換をしていてもらいたいですし、改めてそちらともこういう機会を設けていただくということによろしいのかお伺いします。

○高橋農業振興課総括課長 さまざまな方々との意見交換というところがまさにこのいわて農業生産強化ビジョンの特徴、肝でもございまして、いろいろな方々との意見交換も含めて、農政の推進に当たっていろいろと参考としていきたいと考えております。

○松本雄士委員 ぜひ幅広く、そしてできましたら岩手県農政審議会も上期、下期——指標を多く設定していただきましたので、当然その指標の達成状況ということで年度ごとに取りまとめてみるということもあります。それは、取りまとめた後の上期になるかもしれませんが、また年度途中での進捗状況や見直しの検討などの議論を、継続していつていただきたいと思っています。そこにこの価値があると思っています。

次に、この取り組みの中で、全県的な目標であったり、取り組みのことはあるのですが、やはり大切なのは、農業者の方々が経営として自分事として捉えて、みずからの所得向上に今回県が出したものがいかにつながっていくのかというイメージを持てることが大切だと思います。大きな国策の話——GDPなど言われても、かえって個人においてはあまりびんとかないのと同じで、生産額 3,500 億円と言われても、今回示された取り組みが自分のこれからの営農にどのように関連していくのか、またそれによってどのように経営に影響があつて所得が変わっていくのか、そのようなことが大切と考えるのですけれども、県の考えをお伺いいたします。

○高橋農業振興課総括課長 このいわて農業生産強化ビジョンは、県だけではなく、市町村、あるいは農業団体、生産者などのあらゆる主体が本県農業の将来像を共有し、それぞれの主体がみずからの取り組みを進めていくためのものということでございます。本ビジ

ョンでは、生産者が個々の経営に見通しを持って生産活動に取り組むことができるよう、県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で掲げる、他産業並みの年間総労働時間で他産業従事者と遜色のない年間農業所得を確保できるモデルの目安として、本県において展開している主な営農類型ごとの経営規模や生産方式を参考資料に盛り込んだところでございます。

県といたしましては、この基本方針とも整合を図りつつ、地域の核となる経営体の育成や新規就農者の確保、育成など、本ビジョンに基づく施策を着実に推進したいと考えております。

○松本雄士委員 このいわて農業生産強化ビジョンの参考資料として、60 ページ以降に経営基盤の強化の促進に関する基本方針での目安となる、主な営農類型ごとの経営規模や生産方式、またリーディング経営体にも同じように記載してはいるのですが、今回いろいろ策定されたいわて農業生産強化ビジョンとの連動性が薄いところに、既存のものを持ってきた形かと思ひまして、今の答弁の中にも、その辺の整合性を図っていくとありましたので、もっとこの辺の見直しの中で、より具体的なイメージを持てるように示していただきたいと思いますし、実際に農家をどんどん巻き込んで、ロールモデルをぜひつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、新しい食料・農業・農村基本計画の中で、K P I——重要業績評価指標が国でより細かく設定していると思っております。今回のいわて農業生産強化ビジョンにおいて示された指標に加えて、国では特に、農家の所得、経営を考えたときの生産性向上に資する生産コスト等の指標が国であるのですが、県ではそういうものをこの指標の中に入れなかった考え——生産性、採算性、所得率や労働時間など、そういった目安はもっと統計的に取れると思うのです。そういう指標を今後盛り込んでいくような考えはないのか伺いたします。

○高橋農業振興課総括課長 先ほど松本雄士委員から御紹介のありました国の食料・農業・農村基本計画におきまして生産性向上に係るK P Iの中で例えば米、麦、大豆などの生産コストの低減を掲げているということでございます。先ほども申し上げましたとおり、いわて県民計画（2019～2028）、あるいは各個別の計画との整合性を図りながら、今回この指標を盛り込んだところでございますが、例えばお米の生産費につきましては、国の農産物統計において公表されています。また、いわてのお米ブランド化生産・販売戦略ビジョンにおきましても、生産コストに係る指標として水田の水管理システムの導入経営体数を設定しております。こうしたことも踏まえながら、ビジョンの指標とするかについては、今月末の策定に向けて最終の調整の中で検討してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 ぜひともお願いいたします。

続きまして、このいわて農業生産強化ビジョンの中で私が特に重要だと思っている生産基盤の強化について伺いたします。生産基盤の強化としては、今回のいわて農業生産強化ビジョンの中で農業基盤ということで農地の整備と農業共同利用施設の大きく二つ挙

げられておりますけれども、まず農業共同利用施設について伺いいたします。

この農業共同利用施設は、乾燥調製施設、野菜であれば集出荷施設等に始まって、その生産から、川上から川下までつなぐ流通において、農業共同利用施設というのは非常に重要な役割を果たしているとは認識しております。

ただ一方で、このいわて農業生産強化ビジョンでも、7割以上が非常に老朽化しているといったデータも載せるなど、今の状況に問題があるのは認識しているところです。今般国の新基本計画実装・農業構造転換支援事業費が令和6年度補正予算と令和7年で480億円ほど措置されたということで、今後さらに国では、構造転換集中で約2.6兆円投資していくという話もあります。この480億円の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の現段階の県内の導入状況と導入に係る県の支援の状況について伺いいたします。

また、新基本計画実装・農業構造転換支援事業の中で、県の上乗せ加算というものもあるので、それに対して国がまた措置するというのがあるのですが、その状況についても伺います。

○**柏原農産園芸課総括課長** 新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてでございますけれども、本事業は国の令和6年度補正予算において創設されたことから、県では市町村を通じまして、県内のJAや農業法人等に広く事業の周知を行ってきたところでございます。令和7年6月の要望調査において、二つのJAからライスセンターの再編、集約等の要望が4件ございまして、県では事業採択に向けまして、JAに対しまして事業計画策定への助言、指導などを行い、先般国に事業申請を行ったところでございます。

また、県の上乗せ加算についてですけれども、老朽化した施設が県内には多いことから、県の負担総額は相当になることが見込まれます。このため、国に対しましてこれまで地方財政措置の充実等について要望してきておりまして、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。

○**松本雄士委員** 二つのJA、ライスセンターで4件など支援いただいているというところでありまして、各農業団体も挙げているのはあるのかと、そういうものも積極的に拾っていただいて御支援いただければと思います。

さらに、そういうものの取り組みを進める上で基本半分が国の措置で、県も5%加算すれば、さらに国も5%で、仕上がり60%になるというものでありますが、施設も多い中で、県としてもなかなか踏み込めないということですが、他県の状況をお伺いしますと、北は北海道から南は鹿児島県までの18圏域では農業団体の取り組みに対して県も積極的に上乗せ加算をして、農業共同利用施設の再編、集約、また合理化を後押ししている状況がございまして。他県の状況は把握されていましてでしょうか。

○**柏原農産園芸課総括課長** 松本雄士委員から御指摘のありました18道県におきまして事業が実施されているということにつきましては、国の会議等でお話は聞かせていただいております。

○**松本雄士委員** 認識はしているが、いわゆる強化ビジョンですので、ほかの施策も進め

る上で、やはり必ずこの財源をどう確保していくのかについては非常に大きい課題であると思います。ただ、本当に大きい財源を必要とするものの後押しとして、やはりこの県の上乗せ加算というのは非常に重要なインセンティブになると思います。先ほど話したとおり、農業共同利用施設というのはせつかくつくってもらっても、それを川上から川下の流通に乗せるときに本当に重要なポイントになりますので、そこをしっかりと維持、さらに機能強化していくということが求められます。ぜひともそこは県部局横断で検討していただきたいと思っています。

ただ、そういった財源確保のこともありますけれども、まずその農業共同利用施設の機能をしっかりと維持、強化させていくといったときに、県としての将来を見据えた戦略的な農業共同利用施設の再編合理化検討といったものを持っていらっしゃるのか伺いたします。

○**柏原農産園芸課総括課長** 農業共同利用施設の再編合理化についてでございますけれども、農業共同利用施設につきましては、生産者の作業の省力化に加えまして、共同戦略による品質の均一化、共同出荷による市場性の向上などに重要な役割を果たしていると考えております。施設の長寿命化や再編整備に計画的に取り組んでいく必要があると考えております。

県といたしましては、ＪＡと緊密に連携し、地域の協議の場にも参加して、将来を見据えた計画的な再編整備の取り組みになるように助言するとともに、国の事業を活用いたしまして、農業共同利用施設の再編合理化が進むように、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○**千葉盛委員長** 松本雄士委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**千葉盛委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**松本雄士委員** 県としての戦略的な農業共同利用施設の再編合理化に係る考えとしては、やはり農業団体であったり、農業法人との話し合いを踏まえて、そういうことになろうかと思います。県としての大きな方向性を持って、国の今回の事業のポイント加算で幾ら以上については県としてもインセンティブを考えていくといったメリハリをつけていただけないものかと考えております。当然財源に限りがあるので、今後手挙げしたものを全部というのは少し大変になるのですけれども、やはりそこを重点的に後押しするためにも、他県では県独自に基準みたいなものをつくって支援している例があると私は聞いております。そういうものを検討していただきたいということでありますし、上乗せ加算等の金銭的支援が厳しいといった場合に、よりＪＡであったり、法人との連携を強化する意味で、早く積極的に県から、どういうお考えですか、何かお困り事ないですかと確認する関わり方をしたいと思っています。そういった検討、計画策定への人的支援を強化してい

ただきたいと思うのですが、県の考えをお伺いいたします。

○**柏原農産園芸課総括課長** 農業団体との連携の強化等についてでございますけれども、県では施設の再編整備を支援する国事業の活用を希望するＪＡ等に対しまして、地域での協議の場に参加いたしまして、助言や必要な情報を提供しているほか、事業計画の策定への支援、助言、指導等を行っております。さらに、今年度につきましては国に働きかけを行いまして、新たに農林水産省東北農政局とのオンラインミーティングを実施いたしまして、直接助言をいただきながら、ＪＡ及び市町村、県が一体となって事業計画の磨き上げを行うなど、計画策定の支援の取り組みを強化しております。今後も関係機関、ＪＡ等と緊密に連携させていただきまして、事業採択に向けて事業計画の策定支援に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○**松本雄士委員** ぜひとも継続的にお願いしたいですし、これまでの今回の事業で、締め切りになかなか間に合わなかったといったケースを聞いております。やはり早め早めにそういう取り組み、連携をお願いします。

次に、農地の生産基盤の整備についてお伺いします。農業生産基盤と連動することでありますが、地域計画を令和７年３月末に全地域で取りまとめたということにはなっております。県内の地域計画策定の中で１０年後、耕作者を確保できないおそれがある農地、いわゆる担い手が決まっていない白地のようなところがどれほどあるのか、またそこをどうしていくのかといったところについてお伺いいたします。

○**櫻田担い手対策課長** 農地の将来的な見通しと対策についてであります。地域計画のうち、将来の耕作者等が位置づけられていない農地は約６万６,０００ヘクタールとなっており、平場の水田地帯では比較的少ない一方で、生産条件が不利な中山間地域では多い傾向にあります。

また、現在精査中ではありますが、高齢農家と位置づけられた農地は約１万６,０００ヘクタール、将来的に規模縮小の意向のある農家の農地は０.８万ヘクタールと捉えています。いわて農業生産強化ビジョンでは、優良農地の確保を図るとともに、農地の集積、集約化等により、荒廃農地の発生防止や解消を推進することとしており、県としては所有者不明の農地や利用調整のつかない農地のリストアップ等により課題を整理し、所有者不明の制度の活用や他地域からの担い手確保など、課題解決に向けた地域の話し合いを支援していきます。

○**松本雄士委員** ６万６,０００ヘクタール、また高齢者のところは１.６万ヘクタールと非常に多いと思います。また中山間地域は基盤整備も集積、集約もなかなか難しいという条件があるのではないかと考えますけれども、この農地を守っていくというところ、またその農地で営農をやっていくことは難しいと思いますので、バックアップしていただきたいです。現場、市町村等に働きかけていく中で、取り組みをさらにどうしっかりやっていくのか、その辺のところをもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○**櫻田担い手対策課長** 今年度は、各地域において全ての地域計画について実現に向けた

支援や内容を高めるためのブラッシュアップの必要性を確認し、課題解決すべき地域計画の優先順位を整理することとしています。その優先順位を踏まえ、地域計画の実現とブラッシュアップに向けて、重点的に支援するモデル地区を農林振興センター等の単位に設置し、実行に向けた取り組みやノウハウを蓄積するとともに、関係機関、団体で構成する県地域計画推進協議会において情報を共有しながら、市町村とも一体となって地域への継続的な働きかけや話し合いの支援に取り組んでいきます。

○松本雄士委員　ぜひとも引き続きその取り組みを進めていただきたいですし、担い手の減少、団塊の世代の方々が間もなく抜けると、時間との勝負というのがありますので、その取り組みを加速化させ、市町村にも積極的に働きかけていただきたいと思います。

農地の生産基盤の整備で、いわて農業生産強化ビジョンで設定している指標について伺います。ビジョンでは、令和10年までに1万7,900ヘクタールの整備目標という指標を掲げておりますが、この1万7,900ヘクタールを10年というのは、これまでの目標のいわゆる水準、年間300ヘクタールと何ら変わらないのであります。生産強化ビジョンにおいて生産基盤のところに力点を置いてやっていくというところにおいて、目標水準がこれでいいのかと思うのですけれども、県の考えをお伺いいたします。

○黒田企画調査課長　水田整備目標の水準の話でありますけれども、今回のいわて農業生産強化ビジョンにおいては、いわて県民計画（2019～2028）との整合を図るために毎年度300ヘクタールを目標としております。現在県では圃場整備の推進に向けて予算の重点化等に取り組ましまして、過去5年の平均ではこの目標を上回る330ヘクタールの水田の整備をしております。今後9年度以降策定が予定されているいわて県民計画（2019～2028）の第3期政策推進プランというものがありますけれども、その内容を踏まえて、必要に応じて目標の見直しを行いながら、整備面積のさらなる拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○松本雄士委員　実績では、300ヘクタールを上回る330ヘクタールでやっているということで、一般質問でもこの基盤整備のことが取り上げられて、重点化してやっていくという答弁がありました。そういった実態や今の状況、県の方針を踏まえまして、この指標もより意欲的な目標設定をしていただいて、基盤整備を一層促進していただきたいと思います。

続いて、酒米について伺います。酒米につきましても、きのうの県議会6月定例会の一般質問において取り上げられておりまして、酒造好適米については例年並みの作付になっているということです。ただ一方で、加工用米のうちどれだけお酒に回っているかわかりませんが、加工用米の作付が大体500ヘクタール減っている状況にあります。県の認識としても、岩手県における清酒はG Iを取っておりますし、輸出における重要アイテムであるという認識だと私も思っております。お酒をつくる上で一定量の原材料の確保と安定した生産というところについて、県としてはどのようにお考えなのか。いわて農業生産強化ビジョンにおいても、主食用米と餌米のことはいろいろ触れられているのですけ

れども、この加工用米のあり方については触れられておりませんが、その辺の考えについてお伺いいたします。

○日影水田農業課長 本県においては、県、JA等の農業団体と組織する県農業再生協議会で策定しております水田農業の推進方針に基づきまして、加工用米については複数年契約の拡大を進めるとともに、低コスト生産の取り組みを推進しております。

また、酒造好適米につきましては、県内の酒造業者とマッチングを支援するなど、安定的な供給に努めているところでございます。先ほど松本雄士委員がお話しされましたとおり、関係団体等からは、本県の酒造好適米の作付面積は前年並みと伺っておりますけれども、今後酒造好適米、加工用米とも実需者との結びつき、こういったところの強化を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

○松本雄士委員 酒蔵の方々はこの原材料の確保と、原材料が高騰しているという経営に対する不安、非常にその辺に苦慮されております。やはりこの加工用米、酒造好適米の作付の確保を含めて、県でもいろいろ考えて後押ししていただきたいというところありますし、商工労働観光部が管轄になりますけれども、他県では酒蔵に対する酒造好適米の高騰による支援を県でいろいろやっているところがあります。他県の状況をいろいろ踏まえながら、生産、流通のところ、そして酒蔵に対する支援というところを部局横断でいろいろ検討して後押ししていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、最後になりますけれども、いわての森林づくり県民税についてお伺いいたします。このいわての森林づくり県民税についても一般質問で取り上げられたところであります。現段階では、第5期に向けての素案でありますけれども、新規に安全、安心な県民生活、その取り組みということで、野生動物の生活圏への熊等の出没抑制のことであったり、河川における危険木の除去、森林公園の危険木の整備などが新たに盛り込まれております。野生動物の生活圏のことであれば、農業地帯との緩衝地帯の作成で刈り払いなど、河川においても既存の事業があると考えますけれども、その辺の整合性、すみ分けについてお伺いいたします。

○高橋林業振興課総括課長 今般お示ししました素案におきましては、令和8年度以降もいわての森林づくり県民税を継続するとともに、森林に関連する安全、安心な県民生活に資する取り組みに用途を拡大し、松本雄士委員御指摘のとおり、その内容としまして野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備、大雨時の流木被害を軽減するための危険木の伐採、除去、安心して自然環境に親しむための森林公園等の環境整備などを盛り込んでおります。

新たな取り組みと既存事業とのすみ分けにつきましては、その内容が森林や森林施策との関連性が高いこと、それから用途の拡大の方向性に合致していることなどで判断していくものと考えておまして、具体的な取り組み内容につきましては、今後県民の皆様や県議会の御意見等を伺いながら、さらに検討してまいりたいと思っております。

○松本雄士委員 具体的な検討はこれからということでもありますけれども、県の唯一とい

っていい超過課税として税金を取っており、貴重な財源であります。既存の事業が使えるところは、それでしっかり無駄のない効率的な活用を検討していただきたいと思います。

そして、これも具体的にはこれからになると思うのですが、今既存のハードやソフトの事業をやっていた中で、この新規の事業に加える、さらには令和7年大船渡市林野火災の跡地の復旧、再生のところにも、限られた年7億円ぐらい、5期で三十五、六億円の財源についてどのように配分することを考えていらっしゃるのか、今の方向性等をお聞かせください。

○高橋林業振興課総括課長 松本雄士委員御指摘のとおり、いわての森林づくり県民税の財源につきましては限られておりますことから、令和7年大船渡市林野火災からの復旧の取り組みにつきましては、国庫補助事業である森林災害復旧事業で被害木等の伐採及び搬出、跡地造林等の取り組みを進めることとしておりまして、いわての森林づくり県民税事業では公益的機能の回復を図るという観点から、森林災害復旧事業とすみ分けを行いながら、具体的な取り組み内容の検討を進めたいと考えております。

今回の素案につきましては、今後県民の皆様や県議会の御意見を伺いながら、成案に向けてさらに検討を進めていくこととしておりまして、その上で関係する他事業の状況等を十分に踏まえながら、令和8年度以降の事業費につきましては、各年度の予算要求に向けて必要な経費を検討してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 具体的にはこれからであると思うのですが、この令和7年大船渡市林野火災の対応は、国の森林災害復旧造林事業でカバーできないところなど必ず出てくると思います。そういったところにも振り向けていただき、林野火災はいつどこで起きるかわからないので、そういった型というか、モデルにもなるかと思いますので、ぜひそういった検討もよろしくお願いします。

○菅野ひろのり委員 私からは、いわて農業生産強化ビジョンと岩手県立農業大学校、家畜診療所の3点について伺います。

まずは、いわて農業生産強化ビジョンについて、重複しますから端的に伺います。私の課題意識は、計画の期間と、もう一つが先ほどありました財源というところです。まず、期間というところで、これは4年ごとの見直しで、いわて県民計画（2019～2028）の下に続いているのですが、農業政策、今かなり流動的な中で、この期間の見直しと目標設定、あとは政策をどうひもづけていくのか、これが非常に難しいと思っています。例えば具体的に申し上げれば、いわて農業生産強化ビジョン（最終案）の概要の20ページに農業算出額の目標設定があります。今までのものをベースにつくられていますけれども、例えば水田は拡大、大豆、小麦、これは現状の上で単収を上げると、一方で水田活用の中で基本的に使われている水田を転作しながらこの割合が変わっていったのが基本的なものだろうと思います。では、米を増加するというのは、耕作放棄地であるとか、それをふやすのかといったら、そういうわけではないと思うのです。これはやはり国の政策に基づいてこちら

辺の中身が変わっていくと思うのですが、その目標設定のところで、あとは国の動向によりながらこの計画、どう期間を変えていくのか、そこを伺います。

○高橋農業振興課総括課長 菅野ひろのり委員からの御指摘、まさにこのいわて農業生産強化ビジョンの本体の中にもそういう指標の設定をしております。ただ、やはり内外の情勢、あるいはその時々の変化や取り組みの状況に応じながら機動的、あるいは柔軟にそのビジョンの中身も変えていく必要があるということを指摘いただいております、まさにそういう流れの中で変えていくべき点は変えていき、また、いわて県民計画(2019～2028)第3期アクションプランの改定とも連動してくる話になりますので、この辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 例えばお米であると、農業再生協議会との関連などもあると思いますし、毎年作付計画が変わってくると思うのですが、そういった現状がありながら、いわて農業生産強化ビジョンの中での目標は固定するといった考え方でいいのでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 まさに農業再生協議会の話であります。年度ごとにその方針などをつくるわけですので、ビジョンの期間が今のところ令和10年までということになっておりますが、やはりそれを時点、時点で整合性を図りながら、ビジョンとも連動していく話になっていくと思います。ただ、そこも一度これで作って終わりというわけではなくて、PDCAサイクルの中でしっかりとチェックをしながら、そこで必要な手当ては、その中で検討していくということでもあります。

○菅野ひろのり委員 まず、今回のビジョン、知事の考えもある中で掲げられたというのは大きいと思っています。そういう中で、農業ビジョンというのは、私は本来であれば農業分野の一番上位にある中で計画がつくられていくと、これは一貫通貫だと思うのですが、今できているのが政策推進プランの中の部分なわけで、ここが難しいところかと仄聞しております。そういう中で、まず初年度、つくられる価値は非常に大きいと思っていますので、この柔軟な見直しも含めて、現場の声を聞いていただいて、トライアンドエラーでまずしっかり作りながらも、ブラッシュアップは継続的に必要なのではないかと思いますので、その点をお願いしたいと思います。

そして、もう一つ、財源の関係です。インセンティブという話もありましたけれども、私もやはりこれは当然農業政策、国の動向に左右することからも——例えば今回、国の方針としてお米の増産を目指しますとなれば、県も当然目指しますと、一方で仮にそうではなくなったときに、この計画も関連してきてしまう。お米の作付をふやそうと頑張っている方がいわて農業生産強化ビジョンと違うのではないかというずれが生じてくると思うのです。そういう環境に左右されながらも、岩手県としてはこの分野、あるいはこの地域など、何かターゲットを決めた中で重点的に財政措置もしていくといった考え方はぜひ持っていただきたいと思っております、その考えについてお伺いいたします。

○照井農政担当技監 貴重な意見ありがとうございます。政策推進プランと合わせながらと考えつつも、今回のビジョンでは食料自給率や、農業産出額など、政策推進プランに掲

げていない目標を新たに掲げてビジョンを策定させていただきました。食料自給率 100%を超えている岩手県としての責務、役割というものをこのビジョンに思いを込めてつくったつもりでおりまして、今度は、いわて県民計画（2019～2028）第3期アクションプランにおいても、その辺は整合をまた図りながら進めていければと思っております。

それから、財源につきましては、まさにこれから事業などの検討に入っていくことになりますので、このいわて農業生産強化ビジョンは、これまでも答弁にありましたように、いろいろな方々の御意見を踏まえて作成させていただきました。私もほとんど全ての意見交換に顔を出させていただいてやり取りさせていただきまして、いただいた意見をできるだけ盛り込んだつもりであります。そうしてつくった、私にとっても思いのあるビジョンでありますので、それを今度事業にできるだけ反映するように頑張っていきたいと思っております。

**○菅野ひろのり委員** 力強い御意見をいただきました。ぜひそのようにお願いしたいと思っています。

あとは、今回追加した中で中山間地域について入れていただきました。例えば県の事業でいうと、中山間地域の基盤整備事業といいますか、県単であったところが過去にあったのだと思っています。やはりそういった国の支援の要件では当てはまらないようなところにも工夫して取り組んでいただきたいと思います。

次に、県立農業大学校の関係です。まず率直に、私はこういう早いタイミングで素案が出てくると思っておらず、迅速な御対応いただいたと思っており、感謝申し上げます。そういう中で、私たちも千葉盛委員長との取り計らいの中で、東北農林専門職大学を視察させていただきました。世界的な人材というか、シェアも持ちながら、また岩手県の状況とは違う中でつくられていたという感想を持っています。そういう中で、今回素案を見させていただきまして、非常に岩手県らしいというか、実直な内容だと受けとめています。一方で、これから人口がさらに減少しつつある中、知事も世界に打って出るといったところもありますし、岩手県にとどまらない視点をぜひ持っていただきたいと思います。どうしても実態を見れば、宮城県や秋田県から来る人材を中心に構築されて、堅実な内容になっていますけれども、やはり農業を学ぶのであれば岩手県で学びたいと、岩手県立農業大学校を選んでみたいと学生に思っただけの学校をぜひ目指していただきたいと思います。完成も何年先なのかわかりません。漠然とした話になりますが、そこを見越した少し高い視点で、考えていただきたいと思います。その点の受けとめをお願いいたします。

**○鈴木農業普及技術課総括課長** ただいま岩手県以外の学生、宮城県、秋田県から多いというのは、全くそのとおりでございます。岩手県立農業大学校の魅力としまして、家畜人工受精卵移植師の資格取得が取れる学校は全国に岩手県、宮城県、愛媛県の3県にしかございません。そういった魅力、それから家畜飼養頭数も多いですし、それから水田も1学生1枚与えられるといった実習環境も整えておりますので、そういった魅力をどんどんアピールして全国から人を集めたいと思っております。

岩手県立農業大学校では、秋田県、宮城県のこれまで入ってきた地域以外にも、青森県や首都圏でもかつて入ってきた学生がいるようなところについては、先輩の声なども届けながら、学校で回りながら管理しているといったところがございます。

**○菅野ひろのり委員** そういう中で、やはり計画を立てるに当たって、県内の方々の声を聞いていただくのもそうですし、もう一つは職員にぜひ出張していただいて、全国の動向や学校を直接見ていただきたいと思います。余裕があれば本当は海外なども視野に入れていただきたいので、そういうところをぜひ見ていただきたいと思います。限りある予算だとは思いますが、ぜひ見ていただいて、将来的にあるべき農業大学校の姿をぜひ計画に落としさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、家畜診療体制について伺います。関連するところでいうと、自由民主党の千葉伝議員、鈴木あきこ議員も質問されておりましたが、診療所あるいは獣医師といっても一般獣医や臨床、防疫、それぞれあると思うのです。私は、ここの認識をしっかりと持ちながらやっていかなければいけないと思っています。その上で、本県の担っている体制は、御存じのとおり県農業共済組合が中心になっているということです。県の獣医療を提供する体制に関する県の計画は、基本的には県農業共済組合がベースになっていると私は考えております。その上でまず県農業共済組合の診療所の体制の現状と課題、財政的な面も含めてどのように捉えられているのか伺いたいと思います。

**○臼井団体指導課総括課長** 県農業共済組合の家畜診療所でございますが、家畜診療所勘定については、独立して決算をしておりますけれども、これは継続的に赤字を計上している状況でございます。

それから、獣医師職員が中途退職している状況を受けまして、県農業共済組合では従前の診療体制の維持は困難と判断して、収支改善と職員の労働環境整備に向けて運営体制の再構築を行っているところでございます。

直近の本年4月には、九戸村にある北部家畜診療所の業務を縮小して、出張所として二つの基幹家畜診療所、それから葛巻町、遠野市の家畜診療所、それから中部は花巻市でございますが、二つの出張所の体制としております。また、組合員に対しては、今年度中に葛巻家畜診療所の業務を段階的に縮小するという周知しているところでございます。

県といたしましては、県農業共済組合の経営の安定は大変重要でございます。それから、本県の獣医療提供体制の確保という面も必要でございまして、県農業共済組合に対しましては、経費の面だけでなく、収益の確保についても検討しながら、獣医療の提供について関係機関と連携して対応していくように指導をお願いしているところでございます。

**○菅野ひろのり委員** 経営赤字が続いている中で、何年度ぐらいまでは現実的に耐え得る収支状況なのかなど、具体的な数字をもしつ把握していれば伺いたいと思います。

**○臼井団体指導課総括課長** 現時点で県農業共済組合の家畜診療所勘定は、繰越剰余金を毎年度取り崩して運営している状況でございます。このまま赤字が続けば、いずれそこが枯渇するという状況でございますが、あと何年程度というところは正確には捉えていない

ところでございます。

○菅野ひろのり委員 ぜひその時間軸を御確認いただきたいと思います。といいますのも、私の感覚としましては、あと数年といったレベルなのだろうと思っています。逆を返せば、この数年の間にその診療所体制、今のままではない形をやはり模索していかなければいけないと思っています。

そういう中で、一般質問における佐藤農林水産部長の答弁でも、診療所体制について県が主体となって積極的に関係各所と話し合いをされたと聞いています。具体的にどのような会をどの程度設けて、どういう方向性でされているのか、その中身についてお知らせいただきたいと思います。

○佐々木振興・衛生課長 関係団体との折衝状況についてでありますけれども、県では昨年11月から県農業共済組合、県獣医師会、全農岩手県本部、農業協同組合、岩手県養豚振興会など6団体と意見交換を行っております。現在は、県内の個人開業獣医師と意見交換を行っているところです。これまでの産業動物獣医師に関する意見交換では、現時点では不足はしていないが、今後従事者の高齢化等により、新たな技術者の確保が必要であること、大学卒業後の獣医師が診療等の技術を取得するための研修体制を整える必要であること、遠隔診療を活用した診療の効率化の検討が必要であること、近隣地域の個人開業獣医師との輪番制など広域的な人材の活用の仕組みを整える必要があることなどの意見があったところです。

○菅野ひろのり委員 その意見の中で、先ほど経営の状況もありました。県にはどういうものを求めようとされているのか、そのあたりをもう少し教えてください。

○佐々木振興・衛生課長 現在の意見交換の中では、県獣医師会の会長、役員、関係団体と、そのほかに現場で診療を行っている産業臨床獣医師と本県の産業動物診療体制の将来像、獣医師確保に必要な取り組み、県や関係機関、団体に求める支援策などについて意見交換を行っているところです。このような意見を踏まえ、安定的な獣医療の提供に向けて現在検討を行っているところです。

○菅野ひろのり委員 県に求められているところは何でしょうか。

○村上技術参事兼畜産課総括課長 今答弁申し上げましたとおり、意見交換をする中でいろいろな意見が出ていた中で、やはり広域的な人材活用や遠隔診療を活用した診療の効率化といったところを各地域の実情に応じてやっていかなければいけないのですけれども、そういう広域的な利用や効果的な診療をどのようにしていくのか検討が必要なのではないかということは、意見としてあったということです。

○菅野ひろのり委員 岩手県の場合は、全県的に当然広くて、農家数も減少する中、場所も点在しております。先ほど団体指導課総括課長から答弁があったように、経営の状況もありながら診療所体制がスリム化していっていると、これが数年ぐらいの話だとのことですが。先ほど冒頭で言った県の獣医療体制も県農業共済組合がベースになっているところがあって、やはり数字的な状況も踏まえると、今の体制を維持していけるのは数年の話なの

だろうと私は思っています。そうすると、どのように体制を変えていかなければいけないのか、ここが非常に問題だと思っています。

少し遠くなってしまうかもしれませんが、この先県の皆さんが捉えられている県農業共済組合、あるいは獣医師の体制はもつのかどうか、もっと言うとどのようにしていかなければいけないのか。漠然とでいいのですけれども、どのように見られているのか、もう少し踏み込んで伺いたいのですが、お願いします。

**○村上技術参事兼畜産課総括課長** 先ほど菅野ひろのり委員からも御指摘のとおり、この獣医療計画の中では診療効率の低い地域に対する獣医療の提供などについて、地域の関係機関、団体による検討の機会を設定しまして、獣医療の関係者からの意見調整も十分に図った上で、県内の獣医療体制の偏在の解消に努めるといったことで記載しているところがございます。そういう意見交換の中でやっている中で、地域の実情がいろいろあります。それは、沿岸地域で県農業共済組合が撤退したところもありまして、そこでは地域の中で意見交換をやって、いい状態の中の獣医療提供体制は構築されているというところもあります。ただ、それがここ何年もつのかといった話があると思いますので、そこについてはやはり広域的な人材活用が必要となります。岩手大学で遠隔診療の新しい技術などに取り組んでいるので、そういうものを活用しながら診療の効率化も考えていきたいと考えています。

**○菅野ひろのり委員** 今おっしゃったように、各地で対応というか、獣医の受ける体制が違おうと思うのです。例えば県南地域であればまだ獣医、農業協同組合もですが、やってくれているところがありますから、そこは例えば大丈夫ですよ。だけれども、民間に頼らなければいけないところもあると思います。一方で、岩手県全県の農業者の今の受けとめとしては、県農業共済組合が撤退するのではないかとという中で、岩手県として、どういう獣医療体制を考えているのだということにも非常に不安があると思っています。私がしつつこく聞かせていただいているのは、県が全て担えということを言っているのではなくて、獣医療体制を県で計画を立てている中で、そういった遠隔診療、あとは既存の県農業共済組合、ここは民間診療、民間の獣医でやると、あるいは農業協同組合かもしれない、そういう岩手県における獣医療体制の次のビジョンをしっかりと示す旗振り役をしていただきたいと思うのです。そこに、さらに獣医師の確保や、家畜人工授精師の問題など、いろいろなところが絡んでくると思います。やはりそういった大きい絵をまずしっかりと描き、先ほどの経営状況の問題もある中で逆算すると、実はここ一、二年ぐらいでしっかりと決めていかないと、もう間に合わないのではないかとという危機感を持っています。ぜひそこは踏み込んでやっていただきたいと思っておりますけれども、お考えをお聞きます。

**○照井農政担当技監** 貴重な意見をありがとうございます。まずは、県農業共済組合が撤退するということがあって、各地域の獣医療の提供をしっかりとやるということで、急いで各地域の広域振興局が中心になって話し合いを持って、マッチングしてきたというのが現状です。そうした中で、やはり長期的に見るとこのままでは少し大変なのかもしれないと

私も思っております、そういったことを踏まえて、獣医療のあり方について意見交換をさせていただいています。そういったところを踏まえて、県としての本県の獣医療のあり方と方向性や、地域ごとの展開、あとは県農業共済組合や民間の獣医師との連携のあり方などをまとめていきたいと思いますので、少し時間をいただいて検討させてもらえればと思います。

○菅野ひろのり委員 ぜひお願いいたします。

最後に、これはお願いであります、言葉が、家畜人工授精師や県農業共済組合の撤退などについて、正しい認識をしっかりと持っていていただきながら、会話をさせていただきたいと思っています。といいますのは、例えば家畜人工授精師は県農業共済組合が撤退したくてしたわけではなくて、やはり国の動向を受けてそうせざるを得なかった。一方で、生産者にとっては、何だ県農業共済組合は、といった思いも出てしまう。その正しい認識をお願いしたいと思っていますし、もっと言うと、家畜診療所の体制も県農業共済組合は別に撤退を決めたわけでもないですし、撤退するというより、厳しい状況の中でいかに再編しながら進めていくかという考え方をしているわけです。ぜひ関係者の間でもそういう正しい認識を持ちつつ、どうやったら厳しい環境の中で岩手県が次の時代の診療、獣医師の体制を築いていけるかという視点で、今行政も関係各位も動いているということの周知徹底をお願いしたいと思います。

○村上貢一委員 私からは、国の米の作況指数の公表廃止についてお伺いしたいと思います。

先月農林水産省は、毎年秋に実施してきた約 70 年の歴史のある米の作況指数の公表を廃止するといいました。これに対して、県はこれまでの作況指数の公表をどのように評価しているのか、まず初めにお伺いいたします。

○日影水田農業課長 作況指数は、過去 30 年の傾向から算出した平年収量と比較して、その単位面積当たりの収穫量が多いか少ないか、そういう指数として良、やや良、平年並み、やや不良などの表現で示されてきております。米の豊作や不作をわかりやすく示す指標として、一般的に活用されてきたものと認識しております。

一方で、国では流通や生産現場から指数自体が全体の収穫量を示すと受けとめられていることも多かったということを指摘しておりますし、県内の生産現場からも作況指数と現場のずれがある、あるいは近年は作況指数よりも収量が取れていない印象といった声が上がっております、こういった現場の実感との隔たりが作況指数の廃止につながった一因と受けとめております。

○村上貢一委員 今回作況指数の公表の廃止において見直しのポイントもございましたが、まずその確認をさせていただきます。

○日影水田農業課長 国では、作況指数の公表は廃止する予定ということでございますけれども、あわせて公表していました収穫量につきましては、具体的には収量基準となる玄米のふるい目を 1.7 ミリメートルから、生産者が実際に利用しております 1.85 ミリメー

ルや1.9ミリメートルに変更するといった内容、あるいは調査精度の向上に向けて人工衛星のデータや収量コンバインの新技术を活用した取り組みを検討すると承知しております。

○村上貢一委員 それでは、実際作況指数の公表を廃止することでのメリットといいますか、デメリット等、考えられることをお示ししていただきたいと思いますし、県としては公表の廃止を実際どのように受けとめているのか、その辺のお考えをお伺いいたします。

○日影水田農業課長 作況指数が廃止され、見直しをされる収穫量調査がどのように公表されるか、実際には不明な部分も多いということで、現時点でメリット、デメリットを申し上げることは難しいかと捉えております。

また、作況指数がこれまで約70年にわたり米の作柄をわかりやすく示したものであるということですが、廃止されることへの影響等は不透明であるものの、収穫量調査は国の需給見通しに使用されておりまして、精度を高めていく、継続して公表するということは望ましいことかと認識しております。

○村上貢一委員 やはりこれまでの作況指数や統計情報ですが、実際生産現場、流通関係者から実感、肌感と乖離しているという多くの意見を私も聞いてまいりました。私自身も高温障害等の精米時の歩留まり低下を含めて実感していた次第であります。そういった意味では、今回国が示した一連の見直しについては、調査の精度をより高める、そしてより現場の実態に合ったものになることを期待しているところであります。

一方で、今後温暖化に起因する自然気象災害、猛暑、高温——ことしも梅雨もあるのかないのか分かりませんが——特に今時分の出穂期というか登熟期など、高温が予測される中、これから一層米価の見通しの判断や生産者の経営判断、政策や需給調整の判断材料などのために、生産者、流通事業者、実需者などの関係者、また広く県民、消費者にも情報という観点から、わかりやすい、より精度の高い作況指数という統計データの物差しは、私はさらに一層必要と思う次第であります。先ほど来もお話がありましたけれども、民間企業と連携し、例えば民間企業のICT技術を用いた作物の生育情報を活用し、県独自での作況指数を算定し、公表するといったところも必要なのではないかと思うのですが、お伺いいたします。

○日影水田農業課長 先ほど村上貢一委員から御指摘がありましたとおり、生産現場からは作況指数と現場のずれがあるといった声もございますけれども、国ではこれまで公表してきた収穫量につきましては、先ほど申し上げましたとおり、人工衛星等を使って精度を向上させると承知しております。村上貢一委員から御提案のありました。新たに県独自の作況指数の算定を公表することなどは、県と国で二つの指標となるといったところも考えられますので、混乱を招くということが一つ懸念されることでございますし、国が公表することで全国で同じ基準で比較できるということもあることから、国においてより高い精度の収穫量調査が行われるところを期待したいと考えております。

○村上貢一委員 そうはいつても、やはり県独自の何かしらの付加価値をつけるということもありなのではないかと思います。いずれにしましても今回いわて農業生産強化ビジ

ョンを策定された御尽力に対しても深く感謝を申し上げますが、やはりこれから農業団体、生産者、流通、また消費者等々のより幅広い声を聞いて、より農業政策に理解と共感を得ながら、今後の農業情報の推進、そして政策検討にさらに生かしていけるように、いわて農業生産強化ビジョンにも取り入れていただきながら進めていただきたいと思います。その辺をお願いいたしまして、私からの質疑を終わります。

○千葉盛委員長 よろしいですか。

○村上貢一委員 何か一言あれば伺います。

○照井農政担当技監 今回のいわて農業生産強化ビジョンの一つのテーマは、米でありました。やはり米をどうしていくかという話を現場でも話し合ってきたところでございます。そういった中で、作況指数は70年も続いてきたので、いろいろな方が注目している指標だったのだらうと思っておりますが、一方で最近、現場と少し違うなどといった部分があって、やはり正しい情報をよりわかりやすく発信していくことが大事だと思っておりますので、今後は国ともしっかりと意見交換しながら、お願いしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○菅原亮太委員 私からは、いわて農業生産強化ビジョンと岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想について伺います。

まず、いわて農業生産強化ビジョンですけれども、先ほど、松本雄士委員と菅野ひろのり委員から広い視点ですばらしい御質問があったと大変感心いたしました。私は、かなり個別具体的な内容になりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、概要には金色の風、銀河のしずく、白銀のひかりの生産拡大について、具体的な取り組みに掲げているのですけれども、本文を見ますと白銀のひかりは生産拡大に取り組むという一方で、銀河のしずく、金色の風は栽培マニュアルを徹底し、高品質、良食味で安定した収量の確保に向けた取り組みを推進となっていました。

単純にお聞きしますけれども、改めて金色の風については、県としては生産拡大という方向にはかじを切らないということによろしかったか、まず伺います。

○日影水田農業課長 金色の風の生産拡大という御質問でございますけれども、金色の風は高い栽培技術を持つ金色の風栽培研究会の生産者を対象に、食味や品質にこだわった金色の風～雅～の生産、あるいは減農薬に関心を持つ消費者向けの特別栽培米の生産拡大に取り組んでいるところでございます。本県のフラッグシップ米として評価を高めるとともに、こうした評価を生産者に伝えていきながら、需要に応じた生産というところで取り組んでまいりたいと思っております。

○菅原亮太委員 需要に応じた生産という答弁でありましたけれども、先般の村上貢一議員の一般質問に対する答弁でも、現状200ヘクタールだけれども、目標面積は250ヘクタールの維持だといった答弁がありました。そういう意味でそういった具体的指標といえますか、作付面積の指標というのもそういったビジョンには記載すべきではないかと思いますが、改めてその点はいかがでしょう。

○日影水田農業課長 品種ごとの作付面積の目標値の記載という御質問でございますけれども、県産米につきましてはいわてのお米ブランド化生産・販売戦略におきまして、品種ごとの目標を記載して設定しております。こういったところの数値の公表につきましては、販売戦略等にも影響するというので非公表として進めているところでございますので、今回のビジョンについてもここは記載しないということで考えています。

○菅原亮太委員 わかりました。いわて農業生産強化ビジョンということで、米であったり、野菜であったり、幅広くいろいろな生産を強化していくといった意味では、米についてもオリジナルフラッグシップである三つの銘柄米を県としてどうしていくといったメッセージもこのいわて農業生産強化ビジョンに込めてもいいのではないかと考えておりました。そういった中においては、やはり県としては非公表でやっていくという答弁でありましたが、私としては、県としてやっていくのだという姿勢を示すこともやはり大事ではないかということは一応述べておきたいと思います。

次に、先般の川村伸浩議員の一般質問でこのような答弁がありました。県内の主食用米の作付面積は前年比では増加している。ただ、米の消費量、需要量は、年間約 10 万トンごとに減少傾向だが、西日本の作付面積の減少率は高い。よって、岩手県や東北地方の産地の作付面積の維持または拡大が必要だ。そういった意味で、収量が多い品種に転換を促進していく、つまりはあきたこまちや銀河のしずく、いわてっこは白銀のひかりにといった答弁だったと記憶しております。確認ですけれども、金色の風は収量が高い品種には含まれないという認識でよろしかったでしょうか。

○日影水田農業課長 金色の風の収量についてですけれども、金色の風は倒伏しやすく、ひとめぼれに比較し収量が上がりにくい品種と認識しております。このことから、高い栽培技術を持つ限られた生産者がニーズに対応した生産に取り組んでいる状況でございます。

○菅原亮太委員 こういった意味で、どうしても金色の風がなかなか出てこないのです。収量が高い銀河のしずくや白銀のひかりは、これから県としても作付していきますといった力強いメッセージをいただく一方で、金色の風についてはどうも置いてけぼりになっているのではないかとこのところを私は危惧しているところであります。

ここで少し疑問なことをお聞きするのですけれども、需要が今 10 万トンずつ減少している中で、今回県としてはいわて農業生産強化ビジョンということで作付面積も拡大し、生産量もふやしていく方針であります。需要と供給のバランスにおいて、やはり供給をふやせば価格に影響していく中で、需要が減っているけれども、県としては作付、また生産量をふやしていくといったことについて、需要に応じた作付面積の設定も重要ではないかといったところについては、県はどのようにお考えか伺いたいと思います。

○日影水田農業課長 需要に応じた作付という御質問でございますけれども、需要が減少する中で米の作付を拡大することは、一般的には供給量が過剰になりまして、米価下落のリスクが懸念されると考えております。一方で、今般の物価高騰への対応につきましては、本質的には米の生産量を確保した上で消費者の不安感を解消していくことが重要でありま

して、米の安定的な供給は米価の安定につながるというところも期待されると認識しております。国の需給見通しにつきましては、食用米の需要は減少すると見込む中、菅原亮太委員も先ほどお話しされましたけれども、西日本の作付面積の減少率が高くなっておりまして、本県を初め東北地方などの主産地が生産を維持、拡大していくことが必要と認識しております。このため、いわて農業生産強化ビジョンの最終案では、輸出用米も含め、食用米の作付面積の拡大等により、産出額を増加させる目標ということで設定させていただいております。

**○菅原亮太委員** 一応国も米政策については、いろいろ議論があるところでありすけれども、なかなか私も需要が減っていく中で作付を拡大していくことがどういう影響が出るかというところは、これからも注視をしていかなければならないと感じているところであります。

次に、スマート農業についてになりますけれども、先般GPS搭載のトラクターによる乾田直播の現場を視察したところでありましたが、その際お会いした農業改良普及センターの方から、GPSの電波が届きづらい農地は結構あり、ぜひRTK基地局の整備等をお願いしたいといった声を伺ったところであります。今年度の宮城県、福島県の農業関係の予算を見ますと、どちらも全県規模の運用となるRTK基地局整備を予算化したというところでありました。岩手県のいわて農業生産強化ビジョンには、自動操舵トラクター等のスマート技術の実装が可能となるよう基盤整備を推進とまでしか記載がないところであります。ひいては基盤整備はもちろん大事でございますけれども、基盤整備に加え、このスマート農業推進のため、RTK基地局の整備等もあわせて行うべきだと思いますけれども、県の見解を伺います。

**○吉田農村建設課総括課長** 基盤整備に加え、RTK基地局の整備もあわせて行うことについてでございますけれども、菅原亮太委員御指摘のとおり、自動操舵トラクターの導入にはRTK基地局の整備が必要な場合もございます。このような場合もありまして、例えば水田の大区画化が終わりました一関遊水地におきましては、令和2年度から令和3年度にかけまして、国庫補助事業を活用したRTK基地の整備を支援しております。

今後もスマート農業技術の導入拡大におきまして、基盤整備推進を図るとともに、担い手の意向を踏まえながら、関係機関と連携の上、RTK基地局の整備等を支援してまいりたいと考えております。

**○菅原亮太委員** 国庫補助事業でのいうところでありましたけれども、県としても福島県、宮城県と比較するのも少し難しいところもありますけれども、スマート農業の推進という意味では、基盤整備もあって、RTK基地局を含めたそういった整備というののもやはり両輪で必要ではないかと感じますので、その辺をぜひ検討いただきたいと思っていますところでございます。

いわて農業生産強化ビジョン全体として伺いますけれども、このビジョンまたは指標、いろいろ記載がありますが、達成のためにはどういった事業が新規で必要で、合計でどの

くらい追加の予算が必要になってくるか、ざっくりですけれども伺えればと思います。

○高橋農業振興課総括課長 いわて農業生産強化ビジョンにおきましては、農業生産の増大や人材の確保、育成に向け、食料自給率、農業算出額、そして新規就農者数について令和10年の目標値を掲げております。例えば米の産出額につきましては、主食用米、そして輸出用米の作付面積、あるいは単収の向上を図って産出額を増加させるということにしておりますけれども、まず現在、今年度予算で措置した事業を推進しながらいわて農業生産強化ビジョンの目標達成、そしてその達成を通じたビジョンの実現に資する取り組みや予算につきましては、今後の予算編成の過程において検討していきたいと考えているところでございます。

○菅原亮太委員 今年度予算で対応していくということであります。これからこのいわて農業生産強化ビジョンが始まっていくに当たっては、改めていろいろ追加して計上しなければならない予算が出てくると思います。そういった意味において、国では食料・農業・農村基本法に合わせて別枠予算も確保するということも報道されております。改めて県としても、いわて農業生産強化ビジョンを推進するに当たって、別枠の予算確保ということも検討していただきたいと思っておりますけれども、それについて見解を伺いたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 ただいま菅原亮太委員から御紹介のありました別枠の予算は、国の経済財政運営と改革の基本方針にもしっかりと記載されているところでございますが、県といたしましてはいわて農業生産強化ビジョン策定後、いわて県民計画（2019～2028）に加え、このいわて農業生産強化ビジョンに基づきながらその目標達成、あるいは目指す姿の実現に向けた各取り組みを推進していくということでございます。国の別枠予算につきましても国がしっかりとそういうことを明記して確保すると、そして施策を国でも充実強化していくという方向性が示されております。我々としましても、このいわて農業生産強化ビジョンの推進、あるいは目標の達成に向けましては、こうした事業、あるいは国の既存の事業なども含めながら、いろいろなものを活用して、それを推進するための必要な事業といったものは今後検討していきたいと考えております。

○菅原亮太委員 ぜひお願いいたします。

次に、岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想について伺います。また個別具体的な話になって恐縮ですが、3点伺ってまいります。

まず1点目ですが、定員を今回70人から50人にするというところでございます。本科の2学科については維持していくといった中で、先ほどの資料を見ますと、花き経営科、酪農経営科については学生が減少している一方で、果樹経営科と肉畜経営科については増加しているというところでありますが、この定員を70人から50人に減らすということです。どこかの科を減らさないといけないわけですけれども、こういった状況は視野に入れて検討されるのか伺います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 今般策定しました岩手県立農業大学校の機能強化に向け

た基本構想の素案においては、農産園芸学科と畜産学科は維持、そして学科ごとの定数は設定しないということでございます。全体の定員で50人ですので、菅原亮太委員がおっしゃいましたが、花きや果樹など、そういった細かいところの定員は設定せずに、全体で定員を設定する。そして、先ほど御説明いたしましたが、1年次の後半から学生が希望する課程にわかれていくといったことを考えているところでございます。

○菅原亮太委員 本科2学科で合わせて全体で50人ということ、わかりました。

二つ目ですけれども、県外出身者の学生が倍増したというところであります。県外出身者の獲得に向けての今の取り組み、またこれからの取り組みについて伺いたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 県外から学生を確保、獲得していく取り組みでございしますが、県外出身者の確保に向けましては、先ほども菅野ひろのり委員の質疑に御答弁しましたが、まず秋田県、宮城県等からの入学者が多いので、そういったところを重点的に勧誘の活動をしております。そのほか、普通高校も含みますけれども、県外から入学実績のある学校も訪問しながら、本県に誘導したいと考えております。また、県外の高校生が岩手県立農業大学校を見学しやすいように、夏休み期間に合わせてオープンキャンパスを開催したり、ホームページやSNSを活用した学校行事、授業実施の様子の発信などにも取り組んでおります。

今後はこうした取り組みに加えまして、先ほども答弁申し上げましたが、全国に3校しかない家畜人工授精師の資格取得可能である学校であることや——本県の農業大学校は言われるのですが——広大な、広い環境を持って、卒業した学生からはとてもいい場所だというような口コミが広がっているといったこともありますので、こういった教育環境などの優位性、そして卒業して活躍されている方を紹介できるようなPR資料をつくりながら、県外の学生にもPRしていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 先ほども菅野ひろのり委員がおっしゃったように、岩手県で農業を学びたいといった思いを持った方が県内外、または世界から集まるような農業大学校になればと私も願っているところであります。

当然県外にPRに行くに当たっては、県外の方からも多分人材の獲得競争ということでかなり苦慮されると思います。知事からも答弁がありましたけれども、日本の農業を引っ張るという意味でこのいわて農業生産強化ビジョンをつくったとのことであり、そういった意味で岩手県で人材を育成し、岩手県から日本の農業を盛り上げていくのだと、そういった思いでぜひ獲得にまた努めていただきたいと思っております。

最後ですけれども、岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想で、機能強化に向けた具体的方策として、農業機械メーカーとの連携協定や就職相談窓口という記載がございます。これは、これからの岩手県立農業大学校はこうするという意味かと思うのですが、今時点でそういった農業機械メーカーとの連携協定や就職相談窓口はどういった状況か伺いたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 まず、現在農業機械の研修を例に挙げますけれども、連携協定を締結という形ではないのですが、毎年度農業機械メーカー、販売店等に個別に講師を依頼して対応いただいているところでございます。DXの進展などが著しい中にあって、最新の機械の開発状況や販売状況など、新しい技術をいち早く紹介していただくなどの専門性の高い指導体制の強化を図るために、今後連携協定の締結などを検討していきたいということでございます。

それから、就農相談窓口ですけれども、現在は窓口という形での設置はしておりません。学生においては、例えば担任や相談者がおりますので、そういった方が進路指導、進路相談などに乗っております。今後は、学生のほか、多数の方が農業研修を受けられていますので、新規就農研修などの研修を受けられた農業研修生が県内で円滑に就農できるよう、県立農業大学校内に就農相談窓口を設置し、自営就農の支援であったり、雇用就農先とのマッチングなどの取り組みを強化していきたいというものでございます。

○菅原亮太委員 わかりました。就農の相談窓口については、これから設置していくということですね。

○鈴木農業普及技術課総括課長 おっしゃるとおり、窓口は組織で運営していきますので、そういった組織をつくっていくと、窓口として設置するのは今後ということで考えております。

○菅原亮太委員 具体的な方策というところで、結構今からでもいろいろ取り組んでもよろしいのではないかと感じております。改めて機能強化に向けた施策が始まるのに合わせてそのようにするのではなくて、もう既にこれから取り組むといったことも大事だと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○大久保隆規委員 それでは、私からは水産業に焦点を当てまして、質問させていただきたいと思います。

まず初めに、おととい、中国が東京電力福島第一原子力発電所の処理水放出を機に禁止していた日本産水産物の輸入を2年ぶりに再開するといった発表がございまして、非常に安堵いたしました。そういう中では、もちろんまだまだ福島県や宮城県など10都県の禁止措置は続くわけでございまして、手放しでは喜べない部分もございます。

そういう中で、このALPS処理水が海洋放出されまして、令和5年分のナマコ及びアワビの価格の下落分に関する賠償については、昨年の県議会12月定例会における当委員会でも取り上げさせていただきました。それで妥結の方向だということで、昨年にはその内容に沿って賠償も行われたということだったと思います。ただ、その時は、まだ交渉の最終段階だったと思いますので、いろいろ交渉にかかわることということで、内容についてのお尋ねは控えさせていただいたのでございますが、妥結いたしました令和5年度分の本県にかかわる賠償の内容について、紹介できる範囲で報告をお願いしたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 大久保隆規委員から御紹介がありましたとおり、令和5年度産のアワビの賠償につきましては、県内の漁業団体におきまして東京電力ホー

ルディングス株式会社と賠償に向けた交渉を行ってまいりました。結果、賠償の考え方に合意しまして、支払いまでおおむね完了している状況でございます。

また、同じく令和5年のナマコにつきましても、アワビと同様に賠償の考え方に合意しまして、こちらは順次支払いが行われている状況でございます。

○大久保隆規委員 その辺の内容、金額、あるいは対象漁業者の数など、その辺の具体的な数字までは、県当局ではまだ把握されていないということなのですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 おっしゃるとおりでございます。

○大久保隆規委員 わかりました。それでは、その辺のところはなかなか数字としてはつかみにくいのですけれども、いずれ令和5年度分の賠償が年を越えて令和6年の12月にやっと決まったという、極めて長期間、交渉に要したということで、まずは折衝に当たっていただいた岩手県漁業協同組合連合会の関係者の方々に深く敬意を表したいと思います。何しろ相手は大変なタフネゴシエーターでございますから、なかなか当方の漁民の方々の主張が聞き入れなかったと、本当に残念に思っております。

そういうところで、令和6年度分の賠償についても、今鋭意その支払いに向けて交渉が進められてくると思うのですけれども、また12月までかかるのかといったわけにはいかないと本当に心配しております。そういうことで現状における東京電力ホールディングス株式会社側との交渉については、どのような内容になっているのかお知らせいただきたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 現時点におきます交渉状況でございますけれども、まずアワビにつきましては、現在先ほどと同様に県内漁業団体におきまして東京電力ホールディングス株式会社と賠償に向けた交渉を行っているところと伺っています。また、アワビに関する賠償交渉が終わった後に、ナマコについては交渉を開始する予定と伺っているところでございます。県としましては、早期に支払いが行われますよう、引き続き国や東京電力ホールディングス株式会社に対しまして強く求めていきたいと考えております。

○大久保隆規委員 やはりできるだけ早い段階で妥結できるように、また県もいろいろ岩手県漁業協同組合連合会と力を合わせて御協力のほど、ひとつよろしく願いしたいと思います。

続きまして、ことしの5月7日に気象庁が、私ども沿岸地域の人間にとりましては非常に極めて興味深い発表がされました。これは、すなわち黒潮の大蛇行が終了したと思われるという発表をいただいたのでございます。御案内のとおり、この黒潮の大蛇行は、8年強、これが本当に長い間継続しておりまして、その結果、北上した暖流である黒潮によりまして、本県の三陸沖の海洋環境が本当に大きく変わったということです。6度ほど海水温が上昇したという世界的にも極めてまれな海域になったせいもありまして、東日本大震災津波後、魚市場や岩壁などは復興事業で完成したのに、なかなか水産業といった形で魚は全然帰ってこなかったという状況で、非常に苦しい漁業の環境が続いております。釜石市も、釜石市魚市場に対しまして、6,800万円ほど貸し付けをするといったことになって

おり、これもこの海洋環境の変化による厳しい水揚げの状況が、そういう事態に直面していると思っております。

そこで、5月7日の気象庁のこの発表を経て、実際に三陸沖の海域の状況がどのようなになっているのか。海はなかなか広いわけですから、どこまで詳細に把握できているかはわかりませんが、いずれこの海域の状況と本県水産業の水揚げの状況は密接にかかわりを持ってくるだけに、私は非常に大きなニュースだと思っております。現段階におきましてその辺の海水の状況はどのような形になっていると県として認識されているのか、その点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

**○筒井技術参事兼水産振興課総括課長** 気象庁では、平成29年8月から約7年9カ月にわたりまして続いた黒潮大蛇行に終息の兆しがあると言っておりまして、実際5月下旬に行った調査におきましても、大蛇行が生じていない状況が確認されたと公表されたところでございます。

三陸沖の海水温ですが、令和5年以降上昇が顕著となりまして、大久保隆規委員から御紹介がありましたとおり、令和6年には平年よりも約6度も高い状況となりまして、本県沿岸地域ではホタテガイがへい死するなど、漁業への深刻な状況が生じたところでございます。一方、県の調査によりますと、ことし6月の本県沖の表面水温は平年並みから2度程度高い状況にとどまっている状況でございます。

このような三陸沖の記録的な高水温なのですが、これは黒潮続流と呼ばれます通常は房総半島沖を東向きに流れる海流が極端に北上しまして、三陸沖まで来ていると考えております。一方で、黒潮の大蛇行はこれまでたびたび発生してきたことなのですが、黒潮の大蛇行が黒潮続流に及ぼす影響が明らかになっておらず、予測も困難であるということから、引き続き今後の状況を注視していきたいと考えております。

**○大久保隆規委員** 現段階において平年よりも2度の上昇にとどまっているということですから、令和6年に6度ほど上がっているということから比べれば、現在は4度ほど下がっているとも認識していいのではないかと思います。事実、沿岸地域ではやませが代名詞だったのですけれども、振り返るとやはり最近はやませを見なくなったといった声がずっと続いていたのです。でも、これは考えてみると、すなわち親潮の冷たい海流に対して暖気が入ってきて霧が発生するというのが大きなメカニズムだと思いますけれども、暖流の暖かい水が上がってきているところに暖かい空気が来ても霧は発生しないということだったのであると思ひまして、最近はやませが出るようになったといったことも、久慈市、宮古市など釜石市以外の方々からもちらほら聞いたりしますので、もしかしたら親潮の水温がこうして下がってきているのではないかと思います。

やはりサケを放流しましても、そういう暖かい海流の関係もあっても全然帰ってこないということで、当然沿岸地域の定置網も大打撃と、当然魚市場も大打撃という循環で、今非常に苦境に立たされているのでございますけれども、もちろん先日的一般質問で高橋但馬議員が取り上げられましたけれども、やはり沿岸地域でも、サケの稚魚を放流すると

カワウがさらっていくのだといったことを、見ている方々からも言われたりしていたことを、この間の高橋但馬議員の発言でなるほど私も認識し直しました。いずれ放流したサケが帰ってくるために、本県の漁業にとって非常に重大なところは、親潮の南下にかかっているのではないかと考えておりますので、引き続き当局には注視いただき、何とかその辺のところを情報提供も含めて取り組んでいただきたいと思います。

結局暖流と寒流の違いは何かということ——栄養分といったらおかしいけれども——プランクトンの数が、黒潮に比べて親潮は6倍で、要するにより豊かな海なのです。だから、そういった意味で早くそういう状況に戻ることを念願しておりますので、その辺のところを引き続き御注目いただきながら、また何かありましたら情報提供をよろしく願いいたします。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月5日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、米生産の現状と課題についてといたしたいと思います。また、次々回9月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、国の試験研究機関と連携した技術等の普及についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月24日から25日まで1泊2日の日程で実施いたします。おって、通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。